

第5章

個別施策の展開

I 子育ての豊かさと楽しさの発見

方針1) 多様なニーズを受け止められる子育て支援

施策の方向（1）多様な保育の場づくり

事業

- ①保育園
- ②認定こども園
- ③小規模保育
- ④家庭的保育（保育ママ）
- ⑤事業所内保育
- ⑥幼稚園
- ⑦学童クラブ（放課後児童健全育成事業）
- ⑧市立幼稚園
- ⑨私立幼稚園
- ⑩延長保育
- ⑪病児・病後児保育
- ⑫ファミリー・サポート・センター事業
- ⑬トワイライトステイ
- ⑭ショートステイ
- ⑮一時保育
- ⑯休日保育
- ⑰夜間保育

p.58

p.59

p.60

p.61

施策の方向（2）保育の質の向上

事業

- ①第三者評価の実施
- ②保育園の機能の充実
- ③保育士の研修・交流等

p.62

施策の方向（3）地域の子育て支援拠点の強化

事業

- ①地域子ども家庭支援センター
- ②子育てひろば
- ③児童館
- ④放課後子ども教室「ひのっち」
- ⑤駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」

p.63

p.64

p.65

第5章 個別施策の展開

I - 方針1)

(1) 多様な保育の場づくり

施策の方向 (1) 多様な保育の場づくり

様々なライフスタイルに応じて保育ニーズも多様化し、需要も高く推移しています。日野市では、待機児童の解消を目指して新たな保育所・分園の開設や定員増などに努めてきました。将来的には、子どもの人口減少が想定されていますが、社会状況の変化に伴う女性の就業率の上昇や転入者の増加などにより保育利用率は増加し続けています。

引き続き多様な実施主体の協力を得ながら、認定こども園、保育所などの開設や定員増に取り組むとともに、延長保育、ショートステイやトワイライトステイなどの一時預かり事業、病児・病後児保育事業などニーズ量を見極めながら、多様な保育ニーズに対応していきます。

加えて、小学生を育成する学童クラブにおいても、保育需要に比例して利用率が増加しています。学齢期の子どもの成長は、体格差や発達の個体差が大きいため、受入体制を整えるとともに、必要とする児童が利用できるよう、環境を整える必要があります。

働き続けることを希望する人が、仕事と出産・子育てと共に選択できる社会の実現に向けて、仕事と子育ての両立を支援するため、多様なニーズに対応する保育サービスや学齢期の放課後をしっかりと支えていきます。

① 保育園	■公立11園、私立25園、認証保育所8園で、保護者の労働又は疾病その他の理由で、家庭において必要な保育を受けることが困難な未就学児の保育を実施。	■ニーズ量調査の結果を踏まえ、民間活力や国・都の補助制度を活用して計画的に整備を進めていく。 ■計画については毎年度見直しを行い、保育需要の動向や市の財政状況のバランスを取りながら待機児童の解消を推進する。	保育課
② 認定こども園	■保護者の就労状況等に関わらず、幼児期の学校教育・保育を一体的に行う、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設。 ■保護者の就労状況等に関わりなく、3~5歳の子どもが教育・保育と一緒に受けられるため保護者の多様なニーズに対応することができる。	■市内で認定こども園は「幼稚園型」の1園のみだが、幼保連携型認定こども園等の新たな枠組みの認定こども園についても、国・都の動向や私立幼稚園の意向等を見極めつつ開設を検討していく。	保育課
③ 小規模保育	■平成27年度から市町村の認可事業として開始された事業。 ■0~2歳児を対象とし、19人以下の少人数の単位で、家庭的な雰囲気の中できめ細かな保育を行う。 ■3歳以降も保育を希望する場合の円滑な利用を図るための連携施設を設定し、就学前まで継続して保育が受けられるように保証していく。	■平成27年4月に2か所開設し、保育需要に対応していく。 ■今後の開設には、卒園後の受け皿となる連携施設の設定が課題になると想えられるため、日野市全体の保育需要の正確な把握に努め、あり方を検討する。	保育課

第5章 個別施策の展開

I - 方針1)

(1) 多様な保育の場づくり

保育課			
④ 家庭的保育 (保育ママ)	<p>■家庭的な雰囲気のもと、0～2歳児の少人数（定員5人以下）を対象にきめ細やかな保育を行う。</p> <p>■日野市では、保育士、教諭、助産師、保健師又は看護師のいずれかの資格を有する者を要件とし、良質な保育を提供している。</p>	<p>■現在の事業を継続していくが、今後の東京都の家庭的保育事業制度の動向や、子ども・子育て支援新制度の動向を見極めながら検討を行っていく。</p>	保育課
⑤ 事業所内保育	<p>■事業所その他の様々なスペースで、主に企業の従業員の子どもを預かる施設だが、一定割合の地域の子どもを受入れることとし、一緒に保育を行う事業。</p>	<p>■市内事業所の意向や保護者のニーズ等を踏まえながら方向性を検討していく。</p>	保育課
⑥ 幼児園	<p>■平成17年度から、市立あさひがおか保育園と市立第七幼稚園が共通のカリキュラムにより遊び・生活する活動を行っている。</p> <p>■同じ地域に住む子どもたちが保護者の就労に左右されず、共通の理念で共に育つことを目指して開設された。</p>	<p>■幼児園事業を継続し、保護者との交流・行事等を通して地域とのつながりを深めながら充実を図っていく。</p>	保育課
⑦ 学童クラブ (放課後児童健全育成事業)	<p>■就労等の事由により、放課後等の時間、家庭に保護者(養育者)がいない児童を預かり、育成する事業。</p> <p>■対象：小学校1～3年生 (ただし、障害児は4年生まで)。</p> <p>■事業概要</p> <p>①施設数（平成27年3月時点） 36カ所（1施設内に2か所の学童クラブを設置している場合を含む）。</p> <p>②育成日 月曜日から土曜日まで（祝祭日・年末年始を除く） 通年利用コースと三季休業利用コースの選択制（平成27年度より）</p> <p>③育成時間（平成26年度現在） ・通常 下校時～午後6時30分 ※午後5時45分以降の利用は事前申込みと別途費用が必要 ・学校休業日 8時30分～17時45分 ※土曜日、三季休業期間等。</p>	<p>■学童クラブの利用児童数は近年増加傾向にあり、平成26年4月1日現在の登録児童数は1,687人となり、対象児童人口の約37%が登録されている。働く女性の増加等により、今後も学童クラブを必要とする児童は増えしていく。引き続き、子どもの発達や成長、自立の状況に応じて、学童クラブを必要とする児童ができる限り受け入れていく。</p> <p>■子どもたちの放課後の居場所として、児童館、学童クラブ、ひのっちの3つでしっかりと支えることができるよう、各事業との連携を図っていく。</p> <p>■運営形態については、安全性・安定性・利用者の利便性及びコストの観点から、民間活力の導入も含め、幅広い視点から検討を行い、子育て支援を充実する。</p> <p>■利用者ニーズの高い育成時間の拡大について、検討を進める。</p>	子育て課

第5章 個別施策の展開

I - 方針1)

(1) 多様な保育の場づくり

事業	方針	実施	担当課
⑧ 市立幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ■生きる力の基礎を培う幼児教育、幼保小連携教育、特別支援教育を柱として就学前教育に取り組み、子供の健やかな成長を育む事業。 ■対象：4歳児・5歳児 ■事業概要 ①施設数（平成27年3月時点）5園 ②保育時間 月～金9時～14時 (水曜日は11時半まで) 	<ul style="list-style-type: none"> ■幼稚園公開や職員の研修を通じて他の幼児機関と連携を図っていく。 ■平成28年度末に幼稚園統合による第三幼稚園の廃園を予定している。さらなる幼稚園の適正配置については第三幼稚園の廃園による影響を考慮しながら引き続き検討していく。 	学校課
⑨ 私立幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> ■市内に10園が設置されており、2千人以上の児童が在籍している。 ■市内の幼児教育の主軸であり、夕刻までの預かり保育、送迎サービス、給食の提供などを実施する園が増えている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■預かり保育などの保育を補完する事業について継続し、多様なニーズに応えていく。 ■平成27年度から子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園については幼稚園の意向を踏まえながら、国・都の動向を注視していく必要がある。 	保育課
⑩ 延長保育	<ul style="list-style-type: none"> ■保育園の基本の開所時間は11時間だが、就労形態の多様化、長時間の通勤等に対応するため日野市内の保育園全園で1～2時間の延長保育を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■現在の事業を引き続き継続し、保護者のニーズに応えていく。 	保育課
⑪ 病児・病後児保育	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者が仕事や冠婚葬祭などの理由により、病気中や病気の回復期にある0歳から小学校3年生までの子どもで家庭での保育が困難な場合に、一時的に保育をする施設。 	<ul style="list-style-type: none"> ■平成27年4月に病児保育室を1か所開設し、病児・病後児保育室1か所、病児保育室1か所、病後児保育室1か所の合計3か所で実施していく。 ■今後の開設については、利用率等を考慮して検討する。 	保育課
⑫ ファミリー・サポート・センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ■手助けが必要な方（依頼会員）と手助けができる方（提供会員）を登録（無料）して組織化し、様々な援助活動で助け合う有償ボランティア活動。 ■主な活動：「保育援助」「妊娠婦援助」「家事援助」「高齢者援助」 ■会員の状況（平成25年度） <ul style="list-style-type: none"> ①育児援助 提供会員630名、依頼会員6,044名 両方会員150名 ②妊娠婦・家事・高齢者援助 提供会員554名、依頼会員4,638名 両方会員115名 	<ul style="list-style-type: none"> ■事業のさらなる周知により市民の相互援助活動に関わる会員を増やすとともに、ニーズの多様化等に対応するため、提供会員の資質の向上と対応力強化に努める。 	子ども家庭支援センター

⑬ トワイライト ステイ	<p>■家族の入院、残業等で保護者の帰宅が夜間にわたり、一時的に子どもの保育ができない場合に夕方から夜まで預かる事業。</p> <p>■事業概要 場所：多摩平の森ふれあい館2階 時間等：18時～22時 月～土 ※日曜・祝日・年末年始は未実施 対象：1歳～小学校3年生まで。</p>	<p>■この事業の利用の主な理由は保護者の就労や傷病等であり、共働き家庭の増加に伴い、夕方から夜にかけての一時預かりは今後も利用ニーズが見込まれる。現体制を維持、継続実施し、積極的に周知を行っていく。</p>	子ども 家庭支援 センター
⑭ ショートステイ	<p>■家庭における子どもの養育が様々な事情で困難となった場合に、宿泊を伴って一時的に子どもを預かる事業。</p> <p>■事業概要 対象：2歳～小学校6年生まで。 利用日数制限：1利用につき7日間まで。</p>	<p>■子どもの養育が一時的に困難となり、宿泊を伴う一時預かりが必要な世帯は多く存在する。必要とする方が利用しやすい事業となるよう、利用者からの意見、要望を聞き取ると共に、積極的に周知も行っていく。</p>	子ども 家庭支援 センター
⑮ 一時保育	<p>■育児疲れ、通院、出産等の理由により、乳幼児を一時的・緊急的に預かる事業。</p> <p>■事業概要 対象児童：生後3か月～就学前まで。 利用時間：0歳児 月・火・木・金 9:00～16:30 1歳～就学前まで 月～土 (民間保育園は月～金) 8:30～17:00 (超過保育あり) ※祝日・年末年始は未実施。</p>	<p>■就労形態の多様化やリフレッシュ等により、一時保育の利用は、今後も多く見込まれる。H26年度より減免制度を導入し、より利用しやすい事業とした。0歳児専用の施設を含め、現在市内7か所で実施し、利用ニーズを充足する定員数は確保しているが、今後も現状維持、継続実施し、積極的に周知を行っていく。</p>	子ども 家庭支援 センター
⑯ 休日保育	<p>■認可保育園の休園日である、日曜日・祝日・年末(12/29・30)にも就労等により保育が必要な家庭のための事業。</p>	<p>■市内1か所の実施でニーズ量は確保できているため、今後も継続して実施する。</p>	保育課
⑰ 夜間保育	<p>■保護者が仕事などの理由で夜間に家庭での保育ができない場合に保育を実施する事業。</p>	<p>■延長保育及びトワイライトステイにより需要を満たしているため実施しない。</p>	保育課

+-----
施策の方向 (2) 保育の質の向上

諸外国の研究結果によると、子どもと保育者の人数比率やグループ規模、保育者の専門性は、子どもの健やかな発達と密接に関わっており、保育の質を構成する重要な要素と言えます。今後、保育の質を確保するためには、法令等で示されている基準に従うとともに、保育士資格者を確保することが必要となっています。また、保育需要の拡大に伴い問題となっている保育士不足への対応としても、労働条件や待遇の改善などにより人材確保に努めることも必要です。

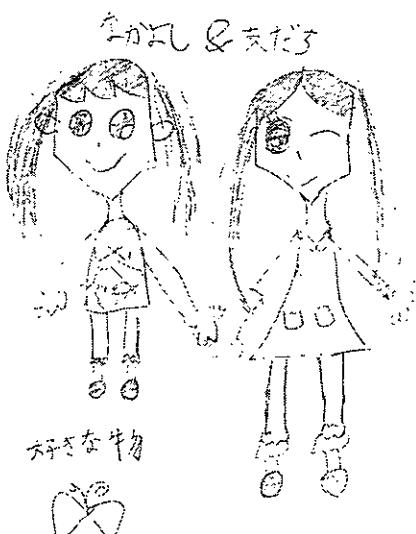
保育の量的な拡充や多様なサービスの充実を図る中で、運営主体も公的なものから民間へと移行しています。こうした中で、保育の質を維持し、さらには向上を図っていくためには、福祉サービス第三者評価制度など、チェック機能も充実していく必要があります。

第5章 個別施策の展開

I - 方針1)

(2) 保育の質の向上

保育の質の向上			
① 第三者評価の実施	<ul style="list-style-type: none"> ■事業者のサービスの質の向上と、利用者のサービス選択の参考とするため、公正・中立的な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場からサービスの質を評価するもの。 ■原則として3年に1回以上評価を行うことが求められている。 ■継続して実施することで、事業所の最新の情報を利用者に提供することや、絶えずサービスの質の向上を図っていくことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■民間保育園等においては、福祉サービス第三者評価の定期的な受審が定着の傾向にあるため、引き続き実施し、保育の質を向上させるよう求めていく。 	保育課
② 保育園の機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■日野市全体の保育園の機能を地域で活用するために、園庭や行事を地域に開放、また、講座や体験保育、保育園児以外の育児相談等の地域における子育て支援も重視していく。 	<ul style="list-style-type: none"> ■各保育園が特色ある活動を通して保育の充実を図ると共に食育・自然観察、身体づくり、日本伝統・伝承遊びなどに取り組み、地域の子育て支援事業を行う。 	保育課
③ 保育士の研修・交流等	<ul style="list-style-type: none"> ■保育士の研修については、市主催の全体研修、東京都主催研修、保育園内研修及び外部研修受講などを行っている。 ■全体研修は公立保育園・民間保育園・認証保育所の職員を対象としており交流を図っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■民間保育園と公立保育園の交流事業を通じて「子育てしたいまち、しやすいまち日野」を目指す。 ■保育の向上を図るために、研修、子ども・職員の相互交流、地域のネットワークづくりの3本柱に事業を進める。 	保育課



施策の方向 (3) 地域の子育て支援拠点の強化

在宅で子育てをする家庭に寄り添う子ども家庭支援センターや児童館などの子育て支援拠点施設では、子育て中の親など保護者が孤立することのないよう、コーディネート機能、相談機能、サポート機能を拡充し、悩みなどが気軽に相談でき、ストレスや不安が解消できる場として充実を図ります。同時に、東京都が実施している「あかちゃん・ふらっと事業」のように、乳幼児と保護者が安心して利用するための環境整備として、授乳室やおむつ替えなどができるスペースを確保し、利用者にわかりやすく表示する取り組みも必要です。

その結果として、利用者間において自然に結びつきが生まれ、子育て仲間の輪が広がっていくことで、笑顔があふれる地域の姿を目指します。

事業	概要		
① 地域子ども家庭支援センター	<p>■多摩平、万願寺の2カ所の地域子ども家庭支援センターとして、地域の子育て拠点及び子育てひろばの運営、相談事業、各種子育て啓発事業、地域の子育てサークルの支援を行う。</p>	<p>■子ども家庭支援センター直営の子育てひろばとして、市内22か所の子育てひろばの基幹的役割を担っていく。それぞれの地域の子育てひろばの見本となるような子育てひろば事業、相談事業、子育て啓発事業を積極的に実施していく。</p> <p>■解決困難な相談、専門的な知識を必要とする相談は、子ども家庭支援センター（高幡本部）との連携を図り、個別対応につなげていく。</p> <p>■保護者の自主的な地域の組織化の啓発として、子育てサークルの立上げや活動の支援を積極的に行っていく。</p>	子ども家庭支援センター
② 子育てひろば	<p>■乳幼児と保護者が気軽に集い、語り合い、交流できる場を提供し、地域で子育てを支えあう関係づくりと相談体制を充実させ、親子が安全に安心して過ごせる場を提供する事業。</p> <p>■地域の子育て支援拠点施設として、市内に22か所設置。（平成27年3月現在）</p>	<p>■親子の居場所としての機能を大切にしながら、虐待予防、養育相談の最前線としての機能も担っていく。</p>	子ども家庭支援センター

第5章 個別施策の展開

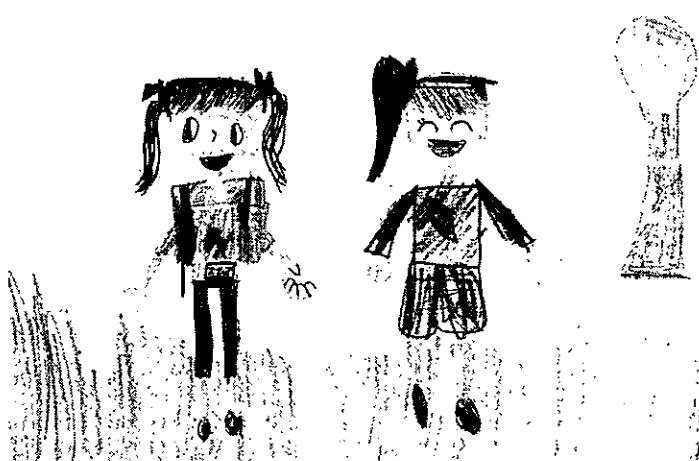
I - 方針1)

(3) 地域の子育て支援拠点の強化

③ 児童館	<p>■地域の子どもたち(0歳から18歳未満)の遊びや活動の援助と、地域の子育て支援、子どもたちの健全な育成を図ることを目的とした施設。</p> <p>■子ども達にとって身近で安心安全な居場所、遊び場であると共に、親など保護者の子育てに関する不安の解消や子育て力向上を目的とする事業を実施するなど、地域の子育て・子育ち支援の活動拠点である。</p> <p>■事業概要※平成26年度時点</p> <p>①施設数 合計10館（内指定管理2カ所） 基幹型 3館 地域型 7館</p> <p>②開館日 月～土 (日曜、国民の祝日、年末年始は休館) ※たまたまいら児童館ぶれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっとは火曜日から日曜日(月曜、国民の祝日、年末年始は休館)</p> <p>③開館時間 9時30分～18時 ※たまたまいら児童館ぶれっしゅ、みなみだいら児童館ぶらねっとは9時30分～19時</p> <p>④利用対象者 市内の18歳未満の児童、及びその保護者</p>	<p>■児童館は、子ども・子育て支援新制度の枠組みには規定されていないが、これまで以上にその果たす役割が重要となる。</p> <p>■学童クラブ、ひのっちとともに、小学生の放課後を支えていく。</p> <p>■子どもや子育て支援に関する幅広い情報を集約し、分かりやすい情報発信を行う利用者支援の充実を進める。</p> <p>■事業の充実を図り、生まれる前から大人まで対象とした、地域の子育て・子育ち支援の活動拠点としての機能強化を進める。</p> <p>■基幹型児童館は、地域の子育て・子育ち支援の中核を担う総合施設として位置づける。</p> <p>■地域型児童館は、第4次行財政改革大綱を踏まえ、指定管理者制度への移行等の検討を進めながら、より身近な児童館として、子育て・子育ちの支援を充実させる。</p>
④ 放課後 子ども教室 「ひのっち」	<p>■地域の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを提供していくことを目的として、放課後の子どもたちの安全で安心な居場所を提供する事業。</p> <p>■放課後、学校内の教室・校庭・体育館などに安全管理員（ひのっちパートナー）を配置し、安全な遊び場環境を提供する。さらに、学習アドバイザーによる学習プログラムを行っている。</p> <p>■地域の人材であるひのっちパートナー、学習アドバイザーの協力を得ながら、子どもたちの「仲間づくり」の場として、また、地域の高齢者と子育て世代が関わり、「三世代で取り組む子育て」「人と人が支えあう輪づくり」の場となっている。</p> <p>■開始年月 平成19年6月</p>	<p>■平成26年2月に実施した「ひのっちニーズ調査」の結果を踏まえ、保護者ニーズの最も高かった夏休み開催を平成27年度より4校にて試行。</p> <p>■その上で、長期休業期間中の開催実施及び学校数などについても検証を行っていく。</p> <p>■さらに地域の方々の協力を得やすくするための短時間ボランティア制度のアシストパートナー制度の確立を図っていく。</p>

(3) 地域の子育て支援拠点の強化

	<p>■市民ワーキンググループによるカフェ方式の子育てひろばの提案を市が具體化した事業で、学童クラブ終了後の夜間の児童育成を加えて平成19年度から行っている。</p> <p>■子育て広場事業</p> <p>①内容：飲食物を有料で提供し各種イベントを実施する等、乳幼児とその保護者が気軽に集える子育てカフェの運営を行っている。</p> <p>②開設日 月～金、第3土曜日</p> <p>③開設時間 10時～16時 ランチタイム 11時30分～13時</p> <p>■児童育成事業</p> <p>①内容：通常の学童クラブ終了後、児童育成を行うことで、共働き家庭に安心・安全な子どもの居場所を提供する。夕食も提供し、食生活のリズムの確立、食育へのきっかけ作りとなっていく。</p> <p>②開設日 月～土（祝祭日を除く）</p> <p>③開設時間 17時45分～21時</p>	<p>■昼間の子育てカフェは、手軽に軽食等を楽しみながら乳幼児親子がくつろげる子育てひろばであり、子育て中の母親を孤立させないよう乳幼児親子がつどえる場、子育ての悩みを相談できる場として、今後も運営を継続する。</p> <p>■夜間の児童育成は、学童クラブの育成時間拡大を検討する中で、今後の方向性を検討する。</p>	子育て課
(5) 駅前ミニ子育て応援施設「モグモグ」			



第5章 個別施策の展開

I 子育ての豊かさと、楽しさの発見 方針2) 子育てを励ます人と場づくり

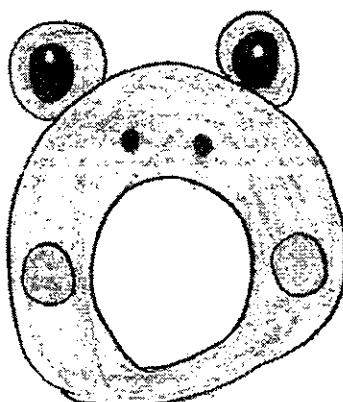
方針2) 子育てを励ます人と場づくり

施策の方向（1）市民による子育て支援の輪づくり

- | | | | |
|-----------|---|---|------|
| 事業 | ①市民参加での居場所づくり
②子育てサークルへの支援
③子育てパートナー事業
④さんぽっぽひろば事業 | } | p.67 |
| | | | |

施策の方向（2）子育て相談・支援の充実

- | | | | |
|-----------|---|---|------|
| 事業 | ①乳幼児健康相談事業
②乳幼児歯科相談事業等
③相談支援事業
④子どもと家庭の総合相談
⑤育児支援家庭訪問事業
⑥利用者支援事業 | } | p.68 |
| | | | |



第5章 個別施策の展開
I－方針2)
(1)市民による子育て支援の輪づくり

施策の方向 (1) 市民による子育て支援の輪づくり

少子化や核家族化の進行、地域の人間関係が希薄化している中、子育ての悩みを打ち明ける相談相手が身近に少なく、子育てに不安を抱える親など保護者が増加しています。

親など保護者にとって、より身近な地域の中で子育てを励まし、支えあう人間関係を構築する場づくりがよりいっそう必要になっています。親など保護者が安心して地域で子育てをするためには、同じ趣味を持つ仲間が集うことや、子どもの年齢が近い同士での話など、悩みや思い、時には感動を共有することが有効な手段となります。

さらに、親など保護者の子育てをバックアップするためには、行政、NPO法人、子育て経験者や専門家、地域の高齢者など、様々な機関や人材が連携・協力していくことが不可欠となります。

① 市民参加での居場所づくり	■市民の参加による「子育てパートナー事業」は、万願寺交流センターや南平(出張ひろば)等様々なかたちでの居場所づくりを行っている。 ■市民参加により作成されたひのっ子すくすくプラン(前期・後期)および市民の森ふれあいホール利活用指針・管理運営指針に基づき、子どもの居場所づくり、遊びを通した育ちと体験の場づくりとして「共に生き互いに育てあうまちの実現」に向け、ふれあいホールと仲田公園(自然体験広場)を一体的な活用を行うことを目的とする。 ■【集会室1-2の活用】 (平成25年度実績) 登録団体数 24団体 利用日数 241日 利用者団体 536団体(延べ) ■【集会室1-2・仲田の森蚕糸公園の活用】(平成25年度実績) 「なかだの森であそぼう!」の開催 開催:60回 参加:6,802人(延べ)	■市民が、子育て支援に積極的に関わるよう人材の育成、確保を行い、居場所づくりを継続していく。 ■第5次日野市基本構想・基本計画(2020プラン)では、「心ふれあうコミュニティづくり」として「市民間の交流の促進」を施策の展開に位置付け、「市民の森ふれあいホールの利活用を促進し、市民交流の活性化に努める」等に鑑み、引き続き市民交流の活性化を図る。 ■子どもを中心に捉え、市民・地域・まち全体が活性化するための拠点に位置付ける。 ■縁と清流課と連携して、仲田の森蚕糸公園の活用を検討していく。	子ども家庭支援センター ・ 子育て課
② 子育てサークルへの支援	■子どもとその保護者が定期的に集まって、一緒に遊びながら友達づくりをしたり、情報交換をしたり、悩みを相談しながら「子育てを共にしていこう」とする地域の自主的な子育てサークル活動を支援していく事業。	■子育てサークルや子育て支援グループの活動を継続的に支援していく中で、情報交換の場や交流の場を設定していく。 ■子育てサークルが必要と思われる地域に子育てサークル立上げの支援を行っていく。	子ども家庭支援センター

第5章 個別施策の展開

I - 方針2)

(1) 市民による子育て支援の輪づくり (2) 子育て相談・支援の充実

③ 子育てパートナーセンター事業	<p>■子育て支援者や協力者の人材育成と市内子育て関連施設でのボランティア活動等の人材育成のため、子育て支援者の養成講座を実施する。</p>	<p>■子育て支援者養成講座の継続と充実が、市内の子育て支援に係る人材の量と質の確保や子育てひろば等でのボランティア活動の登用につながるように進めていく。</p>	子ども家庭支援センター
④ さんぽっぽひろば事業	<p>■自然に囲まれた環境の中で子育て支援を行う事業。</p> <p>■3歳児を対象とした幼児教室や子育て支援啓発事業等を市民の手により実施することで、地域の子育て支援を行う。</p>	<p>■集団体験の場として、3歳児を対象とした幼児教室や子育て支援啓発事業等を市民の手により実施し、市内南部地域の子育て支援の拠点として継続実施していく。</p>	子ども家庭支援センター

施策の方向 (2) 子育て相談・支援の充実

核家族化や都市化の進行の中で、家庭や地域における人間関係の希薄化や個人の価値観の多様化など様々な要因が複雑に絡み合い、複合的に生じていることが多くなっています。

多様なニーズに応えるため、様々な子育て相談や支援が行われていますが、逆に、複雑化してしまう傾向もあります。保護者として、「相談したいことや不安なことがあっても、どこに、どうやって聞いたらいいのかわからない・・・」という声もあがっています。

これから子育て相談・支援については、わかりやすく、気軽に相談できる環境整備とともに、相談内容の複雑・深刻化への対応として、より高度で専門的な環境整備が求められています。

① 乳幼児健康相談事業	<p>■「育児全般に関する気がかり」や「子育てをめぐる母親自身の不安や悩み」を抱えながら育児をしている保護者に対して相談支援を行い、適切な方法で保護者自身や家族の健康の維持・増進につなげていく。</p>	<p>■育児中の保護者を対象としているが、妊婦が産院以外で気軽に相談できる場が少ないため、今後妊婦にも対象を広げるとともに、子育て中の者同士や子育て経験者との顔の見えるつながりの場となるため、今後も継続していく。</p>	健康課
② 乳幼児歯科相談事業等	<p>■日野市歯科医会の協力のもと、乳幼児歯科相談、1歳6ヶ月児歯科健康診査、3歳児歯科健康診査等を実施。</p> <p>■私立の幼稚園・保育園の保護者や職員を対象に歯科医師によるむし歯予防講習会を実施。</p>	<p>■健診時の判断により、個別の対応が望ましい児童に対しては、個別相談等にて支援を行う。</p> <p>■乳幼児のむし歯予防のため、地域の幼稚園、保育園、子ども家庭支援センター等の関係機関との連携をより強化する。</p>	健康課

③相談支援事業	■日野市発達・教育支援センター（エル）にて、0歳から18歳までの、発達面、行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども、子どもの育ちについて不安のある保護者、関係機関からの相談を実施。一般相談、発達相談、教育相談、就学入級転学相談、医療相談等を実施。	■0歳から18歳まで、切れ目のない相談支援体制を確立していく。	発達支援課
④子どもと家庭の総合相談	■子ども家庭支援センターとは、子どもと家庭に関する相談を受ける事業で、児童虐待、障害、非行、育成等様々な相談を受けている。また、市内22か所ある子育てひろばの相談事業の統括の役割を担う。 ■個人だけでなく、学校、保育園、幼稚園等の子育て関連機関からの相談も受け、個別対応をする中で、必要に応じて要保護児童対策地域協議会のネットワークを生かした対応を行い、子ども家庭支援ワーカーが調整役として対応していく。	■子育て相談が増え続けている中、妊娠婦、0歳から18歳までの子どもと家庭の問題に関する総合相談窓口としての機能を充実させていく。 ■個人だけでなく、他の子育て関連機関で解決困難な相談にも積極的に対応していく。困難なケースについては、要保護児童対策地域協議会の枠組みの中で、子ども家庭支援ワーカーが、各関連機関と連携し、関係機関間の調整役としての機能を強化していく。 ■児童虐待相談及び心理相談等専門的な相談の対応も強化していく。	子ども家庭支援センター
⑤育児支援家庭訪問事業	■子どもの養育に支援が必要でありながら、一般的の子育てサービスが利用できない家庭に対し、育児家事訪問支援員の訪問によるサービスを提供し、安定した養育ができるよう支援する事業。	■養育に不安を抱え、特別な支援が必要な家庭に「育児技術訪問指導員」または「家事育児支援ヘルパー」を派遣し、子育ての孤立化を緩和し、子育てに自信を持ち、要支援家庭が安定した児童の養育を行えるよう支援していく。	子ども家庭支援センター
⑥利用者支援事業	■子ども及びその保護者が様々な子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用等できるよう、身近な場所で情報提供や相談、援助を行う事業。	■子育て情報サイトをはじめとする利用者支援情報収集、集約及び提供体制の拡充を図る。 ■市役所あるいは市内の子育て支援関連施設において、相談者のニーズにあった市内の子育て情報を提供し、個別に相談や援助をしていく。	子ども家庭支援センター

第5章 個別施策の展開

I 子育ての豊かさと、楽しさの発見

方針3) 周産期における医療・保健・福祉の支援体制づくり

方針3) 周産期における医療・保健・福祉の支援体制づくり

施策の方向（1）安心して出産し、育児ができる支援

事業

- ①妊婦訪問指導
- ②妊婦健康診査
- ③乳児家庭全戸訪問（赤ちゃん訪問）
- ④産前産後ケア
- ⑤乳幼児健康診査
- ⑥乳幼児発達・経過観察健康診査
- ⑦保育園での妊婦受け入れ
- ⑧周産期ネットワーク体制の充実
- ⑨親の子育て力向上支援講座

} p.71

} p.72

} p.73

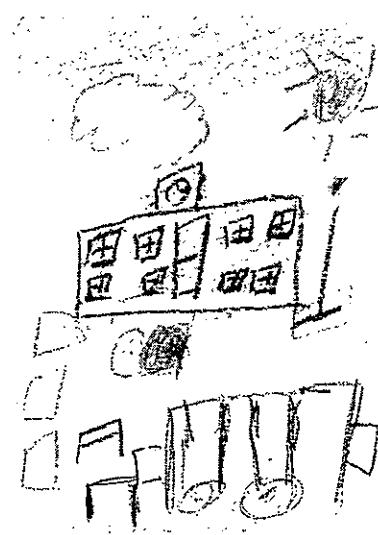
施策の方向（2）出産前から育児を学ぶ機会の充実

事業

- ①ママパパクラス
- ②妊産婦とその家族への食育推進
- ③母子健康手帳の交付
- ④子育て情報の発信

} p.73

} p.74



(1) 安心して出産し、育児ができる支援

施策の方向 (1) 安心して出産し、育児ができる支援

妊娠中や出産時期の母親の心身の健康状態は、その後に続く子育てにも大きく影響することから、妊娠中から母親自身の健康への意識を高めるとともに、出産後の母体の回復促進やストレス、うつ病へのケアなど、必要に応じて心身両面から適切に支援していくことが重要です。とりわけ、出産後の支援が必要と懸念される妊産婦については、関係機関が密接に連携しながら、妊婦から出産を通じて継続的に支援していく必要があります。また、深刻な問題になっている子どもの虐待や思春期における問題行動などは、子育て不安や親子の心の問題に起因するところが大きいと考えられ、妊娠中から子育てに関する情報提供や妊婦相互の交流機会を充実するなど、子育てへの準備を支援していくことも重要です。

対象	内容	実施機関
① 妊婦訪問指導	■母子健康手帳申請時にアンケートを記入してもらい、支援を必要とする妊婦を抽出後、地区担当保健師により電話・面接・訪問等により支援を行う。	■妊婦早期支援介入として継続していく。 健 康 課
② 妊婦健康診査	■妊娠の届け出をされた方に、都内医療機関で使用できる妊婦健康診査受診票（14回分）及び妊婦超音波検査受診票を交付する。妊婦健康診査の際に使用することで、項目に応じ上限額まで公費負担をする。 ■受診票を使用できない助産所・都外医療機関での受診については、申請に基づき助成金を交付している。	■母体や胎児の健康確保を図るために、妊婦健康診査を継続実施していく。 健 康 課
③ 乳児家庭 全戸訪問 (赤ちゃん訪問)	■出産した全ての子どもの家庭に、助産師・保健師が訪問し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施していく。	■出産した全ての子どもの家庭に、助産師・保健師が、生後28日以内に訪問等し、赤ちゃんの発育、育児全般のこと、お母さんの体のことなど保健相談を実施していく。 健 康 課
④ 産前産後ケア	■親族等の支援が受けられない出産して間もない産婦がいる家庭に対し、支援ヘルパーを派遣し、安心して母子関係を築けるように支援をする事業。	■産前産後の妊産婦は精神的にも身体的にも不安定になり、安心して母子関係を築くための支援が必要である。親族等の支援が受けられない家庭に対し、産後に特化したヘルパー派遣の支援を行っていく。 子 も 家 庭 支 援 セ ン タ ー

第5章 個別施策の展開

I - 方針3)

(1) 安心して出産し、育児ができる支援

施策	目的	担当課	
⑤ 乳幼児健康診査	<p>■ 3～4ヶ月児健診、1歳6ヶ月児健診、3歳児健診を集団健診で実施。</p> <p>■ 上記3つの健診対象者に対して、未受診の場合、受診勧奨ハガキ送付や地区担当保健師の個別訪問等で、家庭及び乳幼児の状況を把握し、子育て相談や育児支援を目的にきめ細やかに展開している。</p> <p>■ 上記の未受診フォローを実施しても未受診であった場合には全件数について子ども家庭支援センターへ報告し、居所不明児のシステムと連動させている。</p>	<p>■ 未受診把握率の更なる向上と受診率向上を目指す。</p> <p>■ 未受診者への受診勧奨のための個別支援を実施。また未受診者全件数については子ども家庭支援センターへ報告し、居所不明児のシステムと連動させることにより更なる受診率の向上ときめ細やかな育児支援を目指す。</p>	健康課
⑥ 乳幼児発達・経過観察健康診査	<p>■ 発達健診 一般健診の結果、主に運動発達遅滞等が疑われる乳幼児に対して、小児神経学的立場から、発達に重点をおいた相談を行い、障害の早期発見を図るとともに、適切なフォローを行い保護者の心理的・物理的負担を取り除くことを目的に実施している。</p> <p>■ 経過観察健診 一般健診の結果、要経過観察とされた者について、次の2点を目的に実施している。</p> <p>①定期的な健診を通じ、健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努める。</p> <p>②精密検査を要するほどではない問題点について、直ちに医療機関を受診させるのではなく、身近な市町村で経過観察を行うことで、保護者に心理的・物理的負担をかけずに適切なフォローを行う。</p>	<p>■ 発達健診 身近で相談できる場として継続していく。</p> <p>■ 経過観察健診 市町村という身近で保護者に負担の少ない場で、乳幼児の成長を経過的に確認、相談できる場として継続する。</p>	健康課
⑦ 保育園での妊婦受け入れ	<p>■ 初妊婦に対し、保育園が子育て経験の機会を提供し、子育てへの期待・希望が持てるようにするために、公立保育園4園で、初妊婦の保育体験受け入れを行っている。</p> <p>■ 0歳児と遊んだりおむつ交換や食事の様子を見学する等に加え、子育て相談に応じている。</p>	<p>■ 今後も継続し、保育園の特性を活かして、気軽に子育て相談ができる場となり、地域との結びつきが深まるよう積極的に取り組んでいく。</p>	保育課
⑧ 周産期ネットワーク会議	<p>■ 地域で母親が安心して出産、育児が営めることを目的とし、市内産科医、助産院を対象とし、「育児サポート連絡票」の有効活用により、要支援家庭への、早期介入、切れ目のない支援を実施していく。</p>	<p>■ 周産期ネットワークとして、医療機関等との連携の更なる強化を図るため、毎年医療機関等への訪問を実施。今後も更なる連携を図っていく。</p>	健康課

(1) 安心して出産し、育児ができる支援

(2) 出産前から育児を学ぶ機会の充実

題	目	主
⑤ 親の子育て力向上支援講座	<ul style="list-style-type: none"> ■参加型の講習会（※NP、※ACT、ベーマッサージ）等を実施し、子どもを持つ親自身の“子育て力”的向上を目的とする事業。 ■具体的には、養育に関する事、子どもとの関わり方、地域との関わり方や行政サービスの利用方法等、子育てに関する総合的な力を養うための事業。 	<ul style="list-style-type: none"> ■子育て力を向上することにより、親としての自信や、子育てへの自信、子どもとの良好な関係の構築、また地域とのつながりによる社会からの孤立化の防止等を図っていく。

※NP (Nobody's Perfect)

カナダ発祥の「親学習プログラム」で、グループで話し合う中で自分に合った子育ての仕方を学ぶプログラム。

※ACT (Adult and Children Together Against Violence)

アメリカ心理学会が開発した、暴力・虐待防止を目的に親自身の感情に着目することをテーマにした子育て支援プログラム。

施策の方向（2）出産前から育児を学ぶ機会の充実

核家族化など世帯規模が縮小し、地域のつながりが希薄化する中で、子育てのノウハウを経験者から次代の親へと伝えることが困難になり、子育てに何らかの不安感や負担感を抱く保護者が増えています。

妊娠中や出産時期の子どもと母親の健康を守ることは、生涯を通じた健康の基盤となり、健やかな子育ての出発点ともなります。また、出産年齢の上昇などにより、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にある一方で、健康診査を受診しない妊婦も少なからずいます。妊婦の健康管理を充実していく必要があります。

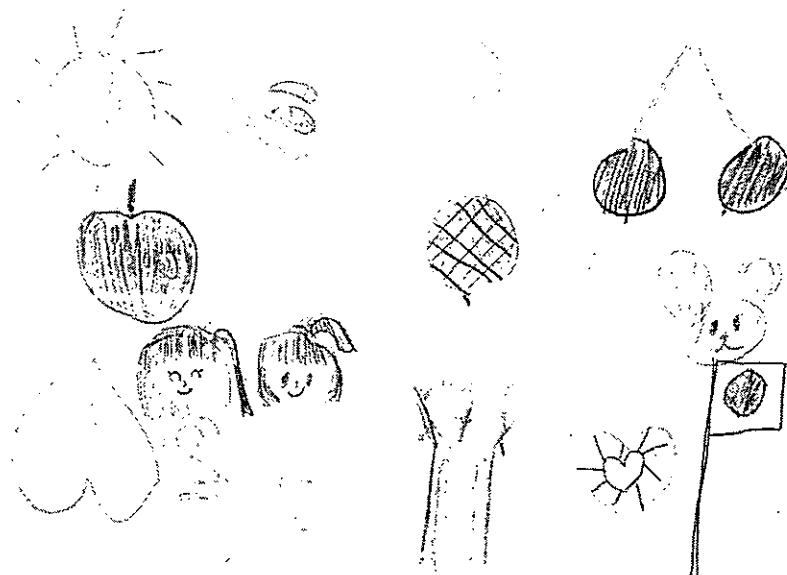
題	目	主	主
① ママパパクラス	<ul style="list-style-type: none"> ■安心して妊娠、出産を迎えるように、ママとパパを対象に妊娠・出産・育児についての教室を開催。地域での子育て仲間をつくることを重点に置いた内容。 ■平日保健コース、栄養コース、歯科コース、休日沐浴コース、休日保健コースを実施。 ■入浴コースでは、赤ちゃんの泣きの理解と対処法のDVDを取り入れたり、パパ同士の交流時間を設ける等、父親教育にも重点を置いている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■安心して妊娠・出産を迎え、日野市で楽しく育児ができるよう継続していく。 	健康課
② 妊産婦とその家族への食育推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ママパパクラス（両親学級）の参加者を対象とし、より良い食生活についての意識と理解を促し、実践ができるよう、「栄養コース」を実施。 ■妊娠婦とその家族を対象に、わかりやすい栄養相談などを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■食生活や健康に対する意識の高い妊娠婦とその家族に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、継続していく。 	健康課

第5章 個別施策の展開

I - 方針3)

(2) 出産前から育児を学ぶ機会の充実

方針3) 出産前から育児を学ぶ機会の充実		主な取り組み	担当課
③ 母子健康手帳の交付	■妊娠の届出をされた方に、母子健康手帳を交付する。出産前後の相談等を気軽に受けられるよう、健康課窓口、各児童館、子ども家庭支援センター（高幡）、市役所市民窓口課、七生支所、豊田駅連絡所で交付をしている。	■様々な場所で配布することにより市民の利便性向上を図るとともに、各児童館が身近な場所となるよう継続していく。	健 康 課
④ 子育て情報の発信	■子育てに関わる様々な情報を、ホームページ、子育て情報サイト、子育て情報冊子「知っ得ハンドブック」、地域子育てイベント情報紙「地域活動子どもカレンダー」等様々な方法で発信し、子育て家庭や子育てに携わる機関、支援者等の情報収集・サービス利用に役立てもらう。	■「地域活動子どもカレンダー」、「知っ得ハンドブック」による情報提供に加え、新たに「子育て情報サイト」を立上げ、主に電子媒体から情報を収集する保護者ニーズに合わせた情報発信を充実させていく。	子ども家庭支援センター



方針4) ゆとりをもって子育てするための環境づくり

施策の方向（1）子育て世帯への経済的支援

事業

- ①児童手当
- ②子ども医療費の助成
- ③認証保育所等入所児童の保護者への補助
- ④私立幼稚園園児の保護者への補助
- ⑤就学援助
- ⑥奨学金

} p.76

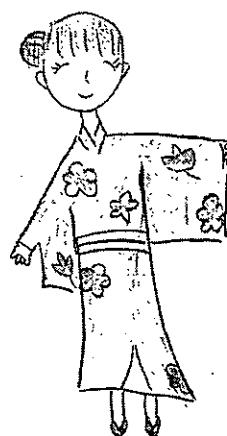
} p.77

施策の方向（2）男女が共同で安心して子育てできる就労環境づくり

事業

- ①特定事業主次世代育成支援行動計画
- ②日野市男女平等行動計画の推進

} p.78



第5章 個別施策の展開

I - 方針4)

(1) 子育て世帯への経済的支援

施策の方向 (1) 子育て世帯への経済的支援

子どもを養育している家庭においては、精神的、身体的な支援もさることながら、経済的支援の必要性が増しています。このことは、児童のいる世帯の65.9%が「苦しい」(平成25年度の国民生活基礎調査)と答えていることや、夫婦が実際に持つつもりの子どもの数が理想とする子どもの数を下回る理由として、夫婦の約6割が「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」を挙げていること(国立社会保障・人口問題研究所第14回「出生動向基本調査」2010年実施)などがあります。

実際の費用としては、子ども1人あたりに必要な年間子育て費用が、未就学児のうちは約104万円、小学生では約115万円、中学生では約155万円となっています(平成21年内閣府「インターネットによる子育て費用に関する調査」)。また、幼稚園から大学までの学校教育費が、全て国公立の場合約1,000万円、全て私立の場合約2,300万円かかるとされています(平成21年度文部科学白書)。

子ども・子育て支援新制度においては、社会全体で子育てを支えるという観点があり、子育てをする家庭の生活の安定と子どもの健やかな成長を支援するため、子どもや家庭の状況に応じて、子育てに伴う経済的支援に努めています。

第5章 個別施策の展開		
① 児童手当	<ul style="list-style-type: none">■中学校終了前(15歳到達後最初の年度末)までの児童を養育している父母等の主たる生計者に児童手当を支給。■児童1人につき、所得制限限度額未満の者の支給月額は3歳未満15,000円、3歳以上小学校修了前(第1子、第2子)10,000円、3歳以上小学校修了前(第3子以降)15,000円、小学校修了後中学校修了前10,000円、所得制限限度額以上の者の支給月額は特例給付として5,000円。■支給時期は6月、10月、2月にそれぞれ4か月分を支給。	<ul style="list-style-type: none">■児童手当法による国の制度であり、国の動向を注視しつつ、法令に則った、より一層適正な支給に努める。 <p>子育て課</p>
② 子ども医療費の助成	<ul style="list-style-type: none">■医療保険の加入要件に該当し、所得制限の範囲内の者で、6歳に達する日以後の最初の年度末までの乳幼児を養育する者には乳幼児医療証、6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の年度末までの義務教育就学期にある児童を養育する者に子ども医療証を発行し、該当乳幼児・児童の受診時に保険診療の一部負担金(の一部)を助成。■日野市では乳幼児医療証の所得制限なし。	<ul style="list-style-type: none">■乳幼児医療費助成事業実施要綱、義務教育就学期医療費助成事業実施要綱等に基づく東京都の制度であり、市でも条例等を整え事業遂行している。現状、乳幼児医療助成は市単独で所得制限なしの取り扱いとしている。■所得制限、助成範囲等について、東京都の動向を踏まえ、充実に向けて調査研究に努める。■条例等に基づいたより一層適正な助成に努め、乳幼児・児童の保健・福祉の向上を図る。 <p>子育て課</p>

(1) 子育て世帯への経済的支援

子育て世帯への経済的支援			
③ 認証保育所等入所児童の保護者への補助	<ul style="list-style-type: none"> ■認証保育所等に児童を入所させている保護者に対し、補助金を交付する。 ■保護者の負担を軽減し、児童の健全な育成に寄与することを目的としている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■今後の認証保育所制度の動向に注視しながら、財政状況により、所得等に応じた補助の方法等について検討していく必要がある。 	保育課
④ 私立幼稚園児の保護者への補助	<ul style="list-style-type: none"> ■私立幼稚園に在籍する幼児の保護者に対し補助金を交付する。 ■保護者の負担を軽減し、幼児教育の振興と充実を図ることを目的としている。 ■都制度の私立幼稚園等園児保護者補助金、国制度の私立幼稚園就園奨励費補助金、市単独制度の私立幼稚園等入園金補助金を交付している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■今後も継続していくが、平成27年度から子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園について、今後のあり方についての国・都の動向を注視していく必要がある。 ■同時に、国の幼児教育無償化の方針についての動向をうかがいながら保護者の負担軽減の方法について検討していく。 	保育課
⑤ 就学援助	<ul style="list-style-type: none"> ■経済的理由により小・中学校への支払いが困難な家庭に対し、学校で必要とする費用の一部を援助する。 ■学用品費、通学用品費、新入学学用品費、校外活動費、修学旅行費、移動教室費、卒業記念アルバム代については、市内に住所を有し、学校教育法第1条に規定する学校に就学している児童・生徒の保護者が支給対象。 ■医療費、給食費は、市立小・中学校に就学している児童・生徒の保護者が支給対象となる。 ■対象者は、次のいずれかにあてはまる家庭 <ul style="list-style-type: none"> ①生活保護受給中または昨年度以降生活保護の停止・廃止を受けた、 ②昨年度、市都民税が非課税、 ③児童扶養手当受給中、 ④経済的理由で子どもの教育費に困っている。※所得制限あり。 	<ul style="list-style-type: none"> ■保護者の負担軽減を図るために、今後も制度を継続していく。 	庶務課
⑥ 奨学金	<ul style="list-style-type: none"> ■市内に住む経済的理由により修学が困難な高校生を援助し、教育上の機会均等を図るため奨学生を支給している。この奨学生は返済の必要はない。 ■申請方法は、募集期間に申請書等必要書類を提出し、選考審査会に諮って決定する。選考にあたっては、所得制限があり。 ■前学年時における学習意欲・生活態度などにより選考している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■高校の授業料無償化などの施策が展開されてはいるが、まだ支援としては不十分である。経済的な理由で意欲のある学生の就学機会を奪うことのないように、また保護者への負担軽減を図るためにも、今後もこの制度を継続していく。ただし、国の施策の動向次第では、制度の継続・変更も視野に検討を重ねていく。 	庶務課

第5章 個別施策の展開

I - 方針4)

(2) 男女が共同で安心して子育てできる就労環境づくり

施策の方向 (2) 男女が共同で安心して子育てできる就労環境づくり

近年、働く女性が増え、共働き世帯も増加している中、依然として、女性労働者が結婚や出産、子育てを機に離職する傾向がみられます。女性が働き続けられる社会の実現は、少子化の改善にもつながっていくと考えられます。今後、少子化による生産年齢人口の減少が見込まれる中で、女性が意欲と能力を発揮して活躍できる社会を実現することは、都市の活力を高めるうえでも重要な課題です。男女ともに自分らしく豊かに過ごすことができるよう、仕事と生活の調和の実現に向け、行政はもとより、企業や地域等と連携して社会全体で取り組みます。

施策	内容	担当課
① 特定事業主 次世代育成 支援行動計画	<p>■次世代育成支援対策推進法は、我が国の急速に進む少子化に対し、政府・地方公共団体・企業等が一体となった取組を進めしていくとしており、日野市は、行政機関としての立場から「地域における子育て支援の充実」等を図ると同時に、職員を雇用する一事業所としての立場から、自らの支援計画の策定を求められている。</p> <p>■次世代を担う子ども達が健やかに育つため、職員の性別や年代等にかかわらず、職場全体で職員が安心して仕事と子育ての両立を図ることができる職場環境の構築に取り組み、更に職員一人一人が子育て、そして次世代育成支援対策を自分自身に関わることと理解し、真に子育てしやすいものとなるよう、本計画を策定し推進していく。</p> <p>■「日野市特定事業主行動計画（日野市役所の行動計画）」は、平成22年度から後期計画をスタートさせている。</p>	職員課
② 日野市男女 平等行動計画 の推進	<p>■第三次男女平等行動計画（計画年度：平成28～32年度）を平成27年度末までに策定する。</p> <p>■策定にあたっては、男女平等の視点から子育てしやすい環境の整備やワーク・ライフ・バランスに関する事項等を盛り込み、実態に即した計画をつくる。</p> <p>■男女平等推進委員会及び男女平等行動計画評価委員会を開催し、計画の推進と検証を行う。</p> <p>■男女平等行動計画に基づく講演・講座、パネル展示による啓発事業、女性相談事業、DV被害者の民間シェルター運営費補助事業等を実施し、子育て支援につなげる。</p>	男女平等課

方針5) 様々な背景や課題を抱えた家庭への支援

施策の方向（1）児童虐待防止への取り組み

事業

- ①児童虐待への対応
- ②児童虐待防止の啓発
- ③日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会
(要保護児童対策地域協議会)
- ④健康課との連携強化
- ⑤虐待防止マニュアルの活用
- ⑥養育家庭啓発活動

} p.80
} p.81

施策の方向（2）ひとり親家庭への相談機能・情報提供の充実

事業

- ①母子・父子自立支援員の相談体制の充実
- ②情報提供の充実
- ③ひとり親支援セミナー
- ④母子・父子自立支援プログラム策定事業

} p.82

施策の方向（3）ひとり親家庭の自立に向けた支援

事業

- ①母子生活支援施設入所支援
- ②母子家庭等自立支援給付金
(教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等)
- ③求職活動中の一時保育料の免除
- ④母子及び父子福祉資金の貸付
- ⑤離婚直後等のひとり親への住宅支援
- ⑥児童育成手当
- ⑦児童扶養手当
- ⑧ひとり親家庭医療費助成制度
- ⑨ひとり親家庭ホームヘルプサービス

} p.83
} p.84

施策の方向（4）不登校・ひきこもりの子への支援

事業

- ①不登校やひきこもりの子の居場所づくり
- ②不登校の子どもたちの教室「わかば学級」
- ③学校登校支援
- ④スクールソーシャルワーカー（SSW）

} p.85
} p.86

第5章 個別施策の展開

I - 方針5)

(1) 児童虐待防止への取り組み

施策の方向 (1) 児童虐待防止への取り組み

児童虐待は、子どもや青少年の心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるものであり、児童虐待の発生を予防していくことが重要です。特に、虐待の疑いがある段階や、虐待行為の始まる前など、できるだけ早期からの支援が必要とされています。

とりわけ、出産後間もない時期などに、保健師等の専門職が訪問して子育て家庭を支援し、子どもの健やかな育ちと子育て不安の軽減を図るとともに、子どもや保護者の心身の健康状態など、子育て家庭における不安な兆候や課題を早期に発見し、関係機関が連携しながら適切な支援を行うことが有効です。

地域での児童虐待の予防体制づくりを進めるとともに、未然防止や早期発見に向けた啓発活動を継続的に実施していくことも重要な取り組みです。

近年では、経済的、家庭的等の問題から、児童などが居所不明となるケースが見られます。子ども家庭支援センター、学校、民生委員・児童委員、児童相談所など関係機関が連携して対応していく必要があります。

① 児童虐待への対応	■先駆型子ども家庭支援センター(高幡本部)で、子どもと家庭に関する総合相談を行う中、児童虐待防止に向け、相談体制の強化や市民との連携の強化を図り、児童虐待の具体的な事案に係る迅速かつ的確な対応に努める。 ■あわせて虐待の芽を早期に摘む取り組みや再発防止のための見守り等を行う。	■児童虐待に関する第一義的な通告窓口として子ども家庭支援センターが迅速に対応することをはじめ、児童虐待の予防・早期発見のため、様々な事業の実施や支援を行う。 ■虐待対策コーディネーターを配置することにより体制を強化し、児童相談所や警察、教育・子育て施設等との連携を強化する。また、市内各子育てひろばの相談体制や関係機関との連携を強化する。	子ども家庭支援センター
② 児童虐待防止の啓発	■毎年11月の児童虐待防止推進月間を中心に、市民への様々な啓発活動に取り組む。	■オレンジリボンキャンペーン、パネル展示、講演会等の様々な啓発活動の実施により、広く児童虐待防止への理解と協力の啓発に努める。	子ども家庭支援センター
③ 日野市子ども家庭支援ネットワーク連絡協議会(要保護児童対策地域協議会)	■児童福祉法第25条の2に法定された要保護児童対策地域協議会の位置づけで設置。 ■子どもとその家庭への支援を総合的に推進することを目的に、子どもに関わる関係機関の情報の交換や連携を図るために運営協議会。 ■代表者会議、地域別会議、個別ケース会議等構成メンバーによる会議の目的にそって複数の会議を開催し連携を深めている。	■増加の一途である要保護・要支援児童及びその家庭の支援を進めため、関係機関の連携の必要性はますます高まっている。 ■子ども家庭支援センターは、警察、児童相談所、教育委員会、健康福祉部等の行政関連部署、その他子育て関連機関間の調整役として引き続き連絡協議会に入る機関の拡充と更なる連携強化を図っていく。	子ども家庭支援センター

(1) 児童虐待防止への取り組み (2) ひとり親家庭への相談機能・情報提供の充実

④ 健康課との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ■隔月で、健康課との連携強化会議を実施。 ■連携に関する取り決めや、気になる乳幼児についての情報交換を行い、双方の支援サービスを適切に運用できるように努める。 	<ul style="list-style-type: none"> ■健康課と子ども家庭支援センターが組織的に連携し、児童虐待の早期発見・防止・迅速な対応を行う。 ■健康課の「乳児家庭全戸訪問事業」と子ども家庭支援センターの「育児支援家庭訪問事業」が連携して実施できるよう連携体制を整備する。 	子ども家庭支援センター
⑤ 虐待防止マニュアルの活用	<ul style="list-style-type: none"> ■平成19年度発行の虐待防止マニュアル及び、平成23年度発行のハンドブックの活用については、各種会議などの際に各関係機関に呼びかけている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■今後も、各関係機関への周知及び呼びかけは継続し、各関係機関の対応力の向上を目指す。 	子ども家庭支援センター
⑥ 養育家庭啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> ■養育家庭とは、様々な事情により家庭で養育を受けることができない児童を、養子縁組を目的とせず家庭的環境の中で養育をし、児童の健やかな成長を図る事業。 ■養育家庭制度の周知や理解を深め、登録家庭の増加を図ることを目的として、養育家庭普及活動月間の取組や養育家庭体験発表会の開催などを実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■児童虐待や養育困難家庭の相談が増え、児童養護施設への入所児童数も増加している中、養育家庭のニーズはますます高まっている。 ■事業の主体である児童相談所と協力し、引き続き養育家庭普及活動月間の取組、養育家庭体験発表会の開催など啓発活動の充実を図り、市民の理解と協力を求めていく。 	子ども家庭支援センター

施策の方向 (2) ひとり親家庭への相談機能・情報提供の充実

近年、ひとり親家庭が増加傾向にあります。母子家庭、父子家庭など家族形態の違いにかかわらず、全ての子育て家庭が安心と喜びを実感しながら子育てできるよう、支援していく必要があります。

ひとり親家庭が置かれている状況は、就業の形態や子どもの年齢、疾病や障害、親など保護者の健康状態、DV、児童虐待など様々な課題があるため、ひとり親家庭個々の状況に即した適切な支援を行うとともに、一般の子育てや要支援家庭への施策を組み合わせて支援する必要があります。そのためには、関係機関や地域のネットワークにより、総合的に相談支援が行える体制の充実や必要な支援制度を提供することが求められています。

第5章 個別施策の展開

I - 方針5)

(2) ひとり親家庭への相談機能・情報提供の充実 (3) ひとり親家庭の自立に向けた支援

① 母子・父子自立支援員の相談体制の充実	<p>■母子・父子自立支援員は、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、母子家庭及び父子家庭、寡婦を対象に相談に応じ、自立に必要な情報提供・指導など行ったり、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。</p> <p>■具体的にはひとり親家庭の生活上の問題、就業についての相談、養育費、母子及び父子福祉資金・女性福祉資金の貸付等、様々な相談を受けたり、必要な支援につなげていく。</p>	<p>■父子家庭への支援の拡大が法制化されたことを受け、今後もそれぞれのひとり親家庭の実状に合った極め細やかな支援を行うため、母子・父子自立支援員は他課との密な連携を取ったり必要な研修を受けて相談体制を更に充実していく。</p>	セーフティネットコールセンター
② 情報提供の充実	<p>■「ひとり親家庭のしおり」を、市役所をはじめ各所にて配布し、国、都、市及び関係機関の実施する事業等、必要な情報を必要な世帯に提供する。</p>	<p>■一定期間ごとに改訂版を作成し、情報の更新を図っていく。また広報やホームページを活用し、常に新しい情報の提供ができるよう、情報収集をしていく。</p>	セーフティネットコールセンター
③ ひとり親支援セミナー	<p>■ひとり親の方々の養育費やライフプラン等、生活に役立つ様々な情報提供の場として専門家によるセミナーを開催する。</p>	<p>■年2～3回、単発または連続講座として開催する。また年間のセミナー予定を児童扶養手当の現況届のお知らせに同封するなどして、周知を図る。</p> <p>■専門家や事業担当者による個別相談会も検討する。</p>	セーフティネットコールセンター
④ 母子・父子自立支援プログラム策定事業	<p>■母子・父子自立支援プログラム策定員が児童扶養手当受給者等の自立を促進するための就労支援の相談を受け、それぞれの状況やニーズ等に応じた自立目標や支援内容について個別の計画書を作成。</p> <p>■ハローワークと連携しながら具体的な就労につなげ、継続的な自立の支援を行う。</p>	<p>■対象者からの相談を待つだけでなく、母子・父子自立支援員が受ける様々な相談の中で、対象となり得る人へ積極的にアプローチをしていく。さらに就労支援員やハローワークとも連携を密にし、継続的な支援を行う。</p>	セーフティネットコールセンター

施策の方向 (3) ひとり親家庭の自立に向けた支援

ひとり親家庭を支援するため、それぞれの家庭が抱える様々な課題に極め細かく対応し、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援など個々のニーズに応じた総合的な支援を推進していく必要があります。

ひとり親家庭の自立した生活のためには、親など保護者が安定した仕事に就き、家庭の生計維持ができ、子どもが心身ともに健やかに成長することが望まれます。

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る必要があります。

第5章 個別施策の展開
I – 方針5)
(3) ひとり親家庭の自立に向けた支援

① 母子生活支援施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> ■18歳未満の子どもを養育している母子家庭の母が、生活上の様々な問題のため充分な養育ができない場合に、母子で入所する児童福祉施設。 ■母子家庭の母からの申請により個々の世帯の実情を鑑み、入所を実施する。 ■最大でも2年を入所期間の限度しながら退所に向けた自立支援計画を立てる。 	<ul style="list-style-type: none"> ■母子関係に問題を抱える深刻な例が増えていることから、施設への入所支援が必要であると思われる世帯を1日でも早く支援につなげるため、母子・父子自立支援員の相談支援だけでなく、庁内関係各課・各機関と連携を密にしながら支援を行う。入所後は自立支援計画を立て、施設だけでなく庁内関係各課・各機関と連携をし、退所に向けた支援を行う。 	セーフティネットコールセンター
② 母子家庭等自立支援給付金(教育訓練給付金高等職業訓練促進給付金等)	<ul style="list-style-type: none"> ■【母子家庭等自立支援教育訓練給付金】母子家庭の母及び父子家庭の父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料の一部を助成する。 ■【母子家庭等高等職業訓練促進給付金】母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職に有利な国家資格を取得するため、養成機関において修業している場合、一定期間経済的支援を行う。 ■【入学支援修一時金】高等職業訓練促進給付金を受給し、かつ受給申請時と養成機関卒業時にひとり親世帯の場合、卒業時に給付 	<ul style="list-style-type: none"> ■就労支援の相談時に制度の周知を図る。 ■広報・ホームページに掲載中の制度内容について、利用した場合の具体的な流れや、利用状況などの掲載を検討する。 	セーフティネットコールセンター
③ 求職活動中の一時保育料の免除	<ul style="list-style-type: none"> ■母子家庭の就労を支援するため、母子自立支援員が証明書を発行し、求職活動中、一時保育を利用する場合の保育料を免除する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■一時保育については新制度に伴うニーズ調査の結果、利用ニーズを充足する定員数は確保しているため、現状維持、継続実施していく。ひとり親支援を所管しているセーフティネットコールセンターと、一時保育を所管している子ども家庭支援センターとの連携を密にし、積極的に周知を行っていく。 	子ども家庭支援センター・セーフティネットコールセンター
④ 母子及び父子福祉資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> ■ひとり親家庭の生活安定と児童の福祉の増進を図るため、母子及び父子福祉資金として必要な各種資金の貸付を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ■貸付の対象が父子家庭に拡大されたため、広報・ホームページを活用し制度の周知を図る。 ■自立支援策として積極的な活用をすすめるために、臨時の相談窓口の開設（土曜日や日曜日）を検討する。 	セーフティネットコールセンター
⑤ 離婚直後等のひとり親への住宅支援	<ul style="list-style-type: none"> ■離婚直後のひとり親の世帯、離婚調停中の別居世帯の自立を支援するため、市営住宅の一部を当面の住居として一時的に提供する。（2年以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ■市営住宅を提供するだけでなく、退去までの間の生活・子の養育・就労などの諸問題や退去に向けた相談を受け、1日も早い自立のための支援を行う。 	セーフティネットコールセンター

第5章 個別施策の展開

I - 方針5)

(3) ひとり親家庭の自立に向けた支援

⑥ 児童育成手当	<p>■ひとり親家庭等で 18 歳に達した日の属する年度の末日以前の児童、一定の障害等に該当する 20 歳未満の児童を扶養している人に児童育成手当を支給。 ※所得制限限度額あり。</p> <p>■児童 1 人につき、支給月額は育成手当 13,500 円、障害手当 15,500 円。</p> <p>■支給時期は 6 月、10 月、2 月にそれぞれ 4 か月分を支給。</p>	<p>■東京都児童育成手当に関する条例に基づく東京都の制度であり、都の動向を注視しつつ、より一層適正な支給に努める。</p>	子育て課
⑦ 児童扶養手当	<p>■ひとり親家庭、それに準する家庭で、18 歳に達する日以後の最初の年度末までの児童（一定の障害児は 20 歳未満）を養育している父または母または養育者に児童扶養手当を支給。</p> <p>■子ども 1 人の場合、全部支給 41,020 円（H26 年度）、一部支給 41,010 円～9,680 円で所得に応じて決定。子ども 2 人目 5,000 円、3 人目以降 1 人につき 3,000 円の加算。</p> <p>■支給時期は 12 月、4 月、8 月にそれぞれ 4 か月分を支給。</p>	<p>■児童扶養手当法による国の制度であり、法改正等に伴う制度改定に速やかに対応する。</p> <p>■困難な状況にある場合が多いひとり親等への経済的支援であり、国の動向を注視しつつ、法令に則った、より一層適正な支給に努める。</p>	子育て課
⑧ ひとり親家庭医療費助成制度	<p>■18 歳に達した日の属する年度の末日（障害のある場合は 20 歳未満）の児童を監護等しているひとり親家庭等の母または父または養育者で、各種医療保険に加入し所得限度額の範囲内の者にマル親医療証を発行し、該当者、該当児童の受診時に保険診療の一部負担金（の一部）を助成。</p>	<p>■ひとり親家庭等医療費助成事業実施要綱等に基づく東京都の制度であり、市でも条例等を整え事業遂行している。</p> <p>■東京都の動向を注視し、条例等に基づいた、より一層適正な助成に努め、ひとり親家庭等の保健・福祉の向上を図り、その自立を支援する。</p>	子育て課
⑨ ひとり親家庭ホームヘルプサービス	<p>■日常生活に著しく支障をきたしているひとり親家庭に、申請に基づき原則月 12 回以内、軽微な自己負担でホームヘルパーを派遣する。</p> <p>■生活、育児等の支援を行うことで親の就業機会の保持につなげる等、ひとり親家庭の福祉の向上、生活の安定と自立を図る。</p>	<p>■東京都ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業実施要綱に基づく制度で補助あり。市も要綱を制定し事業を実施。</p> <p>■支援が必要なひとり親世帯にサービスを提供できるよう事業内容の周知を図り、ヘルパーや事業者等人材確保に努め、支障ない事業遂行に努める。</p> <p>■国、東京都の事業目的や動向を注視し、事業の適正な運用を図る。</p>	子育て課



施策の方向 (4) 不登校・ひきこもりの子への支援

学齢期や思春期においては、不登校、ひきこもり、摂食障害などの課題を抱える子どもや青少年も多くみられます。特に学齢期では、虐待や養育放棄など他の課題が重なるなど、不登校の原因や背景が多様化、複雑化しており、スクールソーシャルワーカーなどの専門家や他の専門機関などと一層連携し、未然防止や早期発見に努め、適切に支援することが必要になっています。

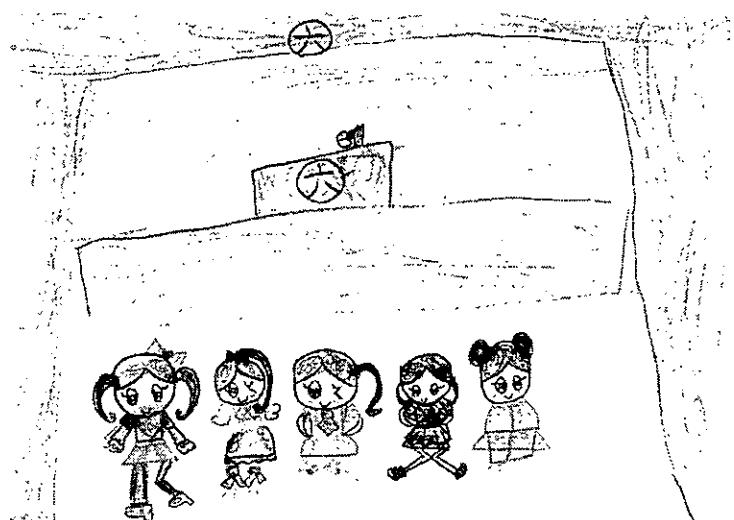
不登校・ひきこもりの子への支援			
① 不登校やひきこもりの子の居場所づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■不登校やひきこもりの子の居場所として市内に10か所の児童館がある。児童館には、児童厚生員が配置されていて、学校の先生や親など保護者とは違う立場で子どもと接し、見守りや相談相手としての役割を果たしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■教育委員会や小中学校と連携し、また保護者に対しても、居場所としてのPRを図る。 	子育て課
② 不登校の子どもたちの教室「わかば学級」	<ul style="list-style-type: none"> ■不登校の児童・生徒が通室している「わかば教室」では、学習指導、学校生活、学校復帰の適応のための指導に重点を置いている。 ■児童・生徒の学校生活における精神的な悩み、人間関係での不安、不登校・登校しづらりなど環境や学習等の問題に関する相談や支援、健全育成に関する調査並びに資料提供や助言を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■不登校の子どもを対象に、学ぶ意欲と基礎・基本の定着を図り、学校復帰を目指す。各関係機関との連携を密にし、一人ひとりへの対応の体制を作っていく。 	教育センター
③ 学校登校支援	<ul style="list-style-type: none"> ■日野サンライズプロジェクトの趣旨に則り不登校児童・生徒の学校復帰を目指す支援を行う。 ■各小中学校より教育センターに月毎に報告される「適応状況調査（児童・生徒の出・欠席の状況調査）」の集約・分析を通して対応策を検討する。 ■小・中学校訪問（対応策相談・助言・ケース会議への参加。） ■児童・生徒の育成に係る関係機関との連携を進める。（日野市適応指導教室「わかば教室」、日野市発達・教育支援センター「エール」、子ども家庭支援センター等） ■その他、必要に応じて不登校児童・生徒の支援につながること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■各小中学校に日野サンライズプロジェクトの周知を図り、不登校児童・生徒の出現を未然に防ぐ取組みを行う。 ■適応状況調査の分析を深め対応策の向上を図る。 ■不登校児童・生徒の学校復帰を図るために支援策として各関係機関との連携を更に進めていくとともに、各学校に登校支援のためのケース会議開催を積極的に進めていく。 	教育課 ・ 教 支 援 課 ・ 教 育 センター [・] ・ 子 ど 家庭支援 センター

第5章 個別施策の展開

I－方針5)

(4) 不登校・ひきこもりの子への支援

第5章 個別施策の展開 I－方針5) (4) 不登校・ひきこもりの子への支援		教 育 支 援 課
④ スクールソーシャルワーカー(SSW)	<p>■東京都のスクールソーシャルワーカー活用事業（補助率1／2）を活用し、不登校やいじめ、経済的困窮や養育困難など健全育成上課題を抱える児童生徒及びその家庭に対し、学校からの依頼により、スクールソーシャルワーカー（SSW）を派遣し必要な支援を行う。</p> <p>■SSWは、社会福祉等の専門的知識等を有し、関係機関等と連携して児童・生徒が置かれた環境への働きかけを行い、児童・生徒の教育・生活環境の改善を図るもので、現在社会的ニーズが高まっている。</p> <p>■平成26年度からSSWの配置を開始したが、学校からの需要が高い。このため、必要とするSSWの配置を行い、適切な支援ができる体制を整えていく。</p>	



II 一人ひとりが輝く主体的でたくましいひのっ子育ち

方針1) 健やかな成長を支える遊び・学びの場づくり

施策の方向（1）遊びの場の充実

事業

- | | |
|--------------------|--------|
| ①自然体験広場 | } p.88 |
| ②プレーパーク | |
| ③地域の遊び場（公園、児童遊園など） | } p.89 |

施策の方向（2）学びの場の充実

事業

- | | |
|-----------------------------|--------|
| ①わかる授業、魅力ある授業の充実 | } p.89 |
| ②人とかかわる力の育成 | |
| ③特色ある学校づくり | } p.90 |
| ④保護者・地域・関係機関などとの連携 | |
| ⑤がん教育 | |
| ⑥ICT活用教育の推進 | |
| ⑦情報モラル教育 | |
| ⑧図書館における子どもの本への関心、興味を促す取り組み | } p.91 |
| ⑨郷土資料館 | |
| ⑩公民館事業 | |
| ⑪「土曜のひろば」遊学講座 | |
| ⑫学習支援 | } p.92 |

施策の方向（3）農や自然を大切にする体験活動の充実

事業

- | | |
|-----------------|--------|
| ①保育園における農業体験、 | } p.92 |
| ②自然環境を活かした体験学習 | |
| ③幼稚園・小中学校での農業体験 | |
| ④食農教育事業 | |
| ⑤ひのっ子エコアクション | |

第5章 個別施策の展開

Ⅱ－ 方針1)

(1) 遊びの場の充実

施策の方向 (1) 遊びの場の充実

子どもは、年齢の違う者同士で遊んだり、成功や失敗、感動体験に触れたりすることを通して、上下関係などの社会性や生きる力を身につけ、主体性をもって行動することができるようになると考えられます。しかし、近年では、テレビや携帯電話などのメディアやゲームなどが急速に普及したこと、都市部への人口集中などにより急速に都市化が進んだことなどにより、子ども達にとって「屋外」が遊びにくい空間になり、逆に「室内」が快適な空間になってきているように感じられます。また、親など保護者としても、周囲への気兼ねや犯罪、事故などへの不安から、安心して子どもを遊びに行かせられないという気持ちもあります。

親など保護者も子も共に楽しむことができ、そして地域がつながる場としての「遊びの場」を整えるとともに、行政・地域・NPOなどが協力し、今ある「遊びの場」の魅力をより引き出していくことが必要になっています。

① 自然体験広場	■仲田の森蚕糸公園内に自然体験広場を夏休み期間に開設している。 ■自然体験広場は、体験学習の場として、自然の中での遊びやティキャンプなどの野外活動の機会を提供することで、子ども達の体験活動の充実・振興を図り、生きる力を育むことを目的とする。 ■ジュニアリーダー講習会、児童館ティキャンプ、育成会、子ども会、家族などが利用している。また、自然体験広場スタッフにより自主企画を開催し、子ども達が夏の楽しいひと時を過ごしている。 ■秋には1日限定の自然体験広場として「あきなかだ」開催し、たき火など野外での遊び場を開設している。	■文部科学省中央教育審議会は、平成25（2013）年1月に答申した「今後の青少年の体験活動の推進について」の中で、体験活動の意義・効果として、「社会を生き抜く力」の養成、規範意識や道徳心の育成、学力への好影響などを挙げている。例えば、子どもの頃の体験が豊富な大人ほど、意欲・関心や規範意識が高い人が多い。 ■野外活動の体験ができる市内で貴重な場となっているので、継続して開催できるように努める。 ■自然体験広場の存在を周知し、利用者を増やしていく。	子育て課
② プレーパーク	■NPO法人が仲田の森蚕糸公園で「なかだの森であそぼう」（毎週金曜・第2土曜・第四水曜）を開催している。 ■開催実績（H25年度） 開催：60回 参加人数：6,802人（延べ） ■幼児とその保護者が自由に集い、幼児期から自然と触れ合う体験ができるとともに、保護者の育児ストレスの解消等にも資している。 ■市は同法人に補助金を交付し活動を支援している。	■子どもたちが、自然の素材や道具などを使いながら、子どもが思いのままに自分たちで遊びを生み出せる環境は、子どもの成長にとって重要である。 ■子どもが自己責任のもと、自然の中で思いっきり遊び、いきいきと“子どもの時間”を過ごせる場としてのプレーパークのような環境づくりを継続して支援していく。	子育て課

<p>③ 地域の遊び場 (公園、児童遊園等)</p>	<p>■現在、市内各所に都市公園・緑地が197か所。そのほか、地区広場、遊び場、運動広場などが72か所。</p> <p>■子どもが安心して自由に遊ぶことができるよう地域特性を生かした公園等の整備を実施する。</p>	<p>■公園出入口のバリアフリー化を進めている。</p> <p>■樹木の剪定・伐採などにより死角ができるだけ少なくし、見通しの良い、安全で安心して遊べる公園づくりを行うことにより、親など保護者が関与しすぎない環境を創造し、他者との関わり合いやコミュニケーション形成を促していく。</p> <p>■水路を活用した公園など自然体験ができる施設整備を行うことにより、豊かな体験を生み出す環境作りを行う。</p>	<p>緑と 清流課</p>
--------------------------------	---	--	-------------------

施策の方向 (2) 学びの場の充実

平成26年3月に策定された第2次学校教育基本構想に掲げられている3つの基本方針及び日野市生涯学習推進基本構想・基本計画に掲げられている基本理念に基づく3つの視点に沿って学びの場の充実を図っていきます。

<p>① わかる授業、 魅力ある授業 の充実</p>	<p>■第2次日野市学校教育基本構想に基づき、自ら課題を発見し、考え、判断し、よりよく解決する確かな学力の育成を図る。</p> <p>■授業におけるユニバーサルデザインの視点やICTを活用した授業を推進する。</p> <p>■習熟度別少人数指導や教育ボランティア等を活用し、個に応じた指導を充実する。</p>	<p>■「魅力ある授業づくりプロジェクト」と題して、様々な場面で「感じ、考え、表現するひのっ子を育てる授業」を目指した魅力ある授業づくりについて提案する。</p> <p>■各種委員会、小教研・中教研、各校の校内研究とも連携しながら、ひのっ子の豊かな学びを創っていく。</p>	<p>学校課</p>
<p>② 人と力のかわる 力の育成</p>	<p>■他者への思いやりや社会性を育てるために、グループや班活動の工夫、異年齢交流や職場体験、部活動や学校行事などの充実を図る。</p> <p>■多様な体験や学習を通して、人を思いやり自分を大切にする心、感動する心や努力する心を育む。</p>	<p>■小学校では縦割り班活動、中学校では、部活動、学校行事等において異年齢とかかわる機会を意図的に設けたり、職場体験等において他者とかかわる教育活動を進めたりして、豊かな心の育成を図り、人とかかわる学習活動を今後も意図的に取り入れ充実を図る。</p>	<p>学校課</p>

第5章 個別施策の展開

Ⅱ－方針1)

(2) 学びの場の充実

③ 特色ある学校づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■優れた教育力により、子供たちが楽しく語りに思える学校を地域とともに築く。 ■選べる学校制度のもと、開かれた学校、見える学校づくりを進め、地域の人材、自然、文化、歴史、産業等を幅広く活用するなど地域の実態や特色を踏まえながら、一人一人の個性を発見し、個性を伸ばしていけるような特色ある学校づくりを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■学校が抱えている課題や教育内容、指導方法の改善等について積極的に研究調査する等、各学校からの独自の提案内容に応じた校内研究を実施する。 	学校 課
④ 保護者・地域・関係機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ■学びの基盤となる、自分はできるという自尊感情、自分のよさを確認する自己肯定感、コツコツと努力を続ける意欲や学習習慣などを保護者や地域と連携して育む。 ■地域や関係機関等の協力を得て、自然体験、職場体験、社会体験などの機会を充実する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■小学校における農業体験、地域の方を招いた学習、中学校における職場体験の受け入れ先など、地域・関係機関との連携による体験学習の充実を図る。 	学校 課
⑤ がん教育	<ul style="list-style-type: none"> ■児童・生徒に対し、がんについての理解及びがん（生活習慣病）予防のための教育を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■日野市がん対策推進基本条例に基づき、市立病院医師の出前授業などを継続して推進し、併せて、教職員のがん教育に対する意識の啓発を行い、がんに関する教育の一層の充実を図る。 	学校 課
⑥ ICT活用教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■ICT活用教育を組織的に推進する。 ■ICTを活用して、わかりやすく魅力ある授業を創造し、学力の向上を図る。 ■児童・生徒の情報活用能力の向上を図る。 ■ICTを活用して、校務の情報化、効率化を徹底する。 ■ICTを活用して、見える学校づくりを進め、学校の信頼を高める。 ■ICTを安全に活用するために、情報セキュリティを確立する。 ■情報安全教育を推進する。 ■先生方のICT活用指導力の向上を目指す。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ICT活用などにより、自ら課題を見出し、協働しながら主体的な課題解決に取り組み、新たなアイディアを生み出す力を育てる。 	ICT 活用教育 推進 室
⑦ 情報モラル教育	<ul style="list-style-type: none"> ■セーフティ教室や道徳の時間を活用して進めている。今後も情報安全教育研修会などを充実させ、情報モラル向上に向けた意識啓発に取り組む。 	<ul style="list-style-type: none"> ■各学年段階において期待される情報活用能力を育てるために、指導事例等の提供や情報モラル教育の充実を図る。 	学校 課

	<p>■図書館においては、図書館内で乳幼児とその保護者が本を手に取ったり、読んだりしやすいよう工夫するほか、児童の調べものに必要な資料の充実、学校への貸出、児童向けの図書館ホームページ開設、「絵本のリスト」作成や、保護者向け「絵本の読み聞かせ講座」を開催する。また、青少年を対象としたコーナーを設け、この年代が関心を持ち、必要とする資料を充実させる。</p> <p>■図書館の職員が学童クラブや児童館、子育て関連部署へ出向いて、乳幼児へのおはなし会の開催、児童向けの絵本読み聞かせや本の紹介をしたり、小学校3年生を対象とした図書館の利用案内等、図書館外においても年齢に応じた本への関心と興味を促す取り組みを実施する。</p> <p>■青少年の参加による読書活動の推進に努め、中学生向け仕事体験事業の実施、職場体験の受け入れなどを行い、読書離れが進むとされる青少年にもPRする。</p>	<p>■「日野市子ども読書活動推進計画」により、読書活動の推進に努める。未来を担う子どもたちにとって、図書館が身近な場所であり、心豊かでたくましく、社会を生き抜いていくための読書と情報をうまく得られるようになる手助けをする。</p> <p>■そのために、図書館だけでなく、学校や子ども関連部署と連携して、様々な事業を行っていく。</p> <p>■図書館は、第2次日野市立図書館基本計画に基づき、「くらしの中に図書館を」を基本理念に、運営を進めている。全ての市民にサービスを提供することを方針に、特別な支援を必要とする子どもたちに対しても各部署と連携をとりながら事業を進めていく。</p> <p>■乳幼児から青少年まで、また、子供を持つ保護者に対しても働きかけ、図書館が開かれた来やすい場所となるような環境を整えていく。</p>	中央図書館
⑨郷土資料館	<p>■歴史・民俗・自然など様々な分野での日野に関する資料の収集・調査研究・展示・講座・体験学習会を行う。</p> <p>■学校教育と連携して、見る・聞く・触れる・使ってみるなど博物館の強みである実物資料を中心とした学びの場を提供する。</p> <p>■その他、個別の課題学習への対応や資料・パネルなどの貸出し、職場体験の受け入れを行う。</p>	<p>■日野に関する歴史・民俗・自然など様々な分野について学習したい人への手助けを行い生涯学習活動を推進する。</p> <p>■学校教育と連携した事業を充実させていく。</p>	郷土資料館
⑩公民館事業	<p>■青少年事業として子どもたちの興味・関心につながる体験学習の機会や遊びを通じた異学年の交流の場を提供する。また、イベント等の実施の際にも手づくり体験や遊び等の機会を提供する。</p>	<p>■公民館の主催する事業で食育、造形、異世代交流、農業体験、生物の多様性学習等、子どもたちが様々な体験、経験、学習できる場を提供し、また保護者に子どもたちと共に学ぶ経験や必要な知識等を伝え、健全な子どもの育成と地域力の向上を図る。</p>	中央公民館
⑪「土曜のひろば」 遊学会講座	<p>■地域住民の手により子どもたちに学びの場を提供する、なお「土曜のひろば」遊学会が主催する講座。</p> <p>■小学校3年生から中学3年生までの男女が参加し、異年齢、異なる学校の子どもたちが興味のあるものに対して一緒に学習し合い交流ができる。</p>	<p>■地域の教育力の育成を図っていく。</p> <p>■市民が主催する講座として、支援を継続していく。</p>	生涯学習課

第5章 個別施策の展開

Ⅱ－方針1)

(2) 学びの場の充実 (3) 農や自然を大切にする体験活動の充実

⑫ 学習支援	<p>■貧困の連鎖を断ち切るため、低所得世帯や生活保護世帯の子どもを対象に、居場所をつくり社会生活の訓練や学習支援等を実施。</p>	<p>■平成27年度から市内1か所で事業実施し、平成28年度以降については、27年度の事業結果を勘案し、事業内容や実施場所等を改善する。</p>	セーフティネットコールセンター
--------	--	--	-----------------

施策の方向 (3) 農や自然を大切にする体験活動の充実

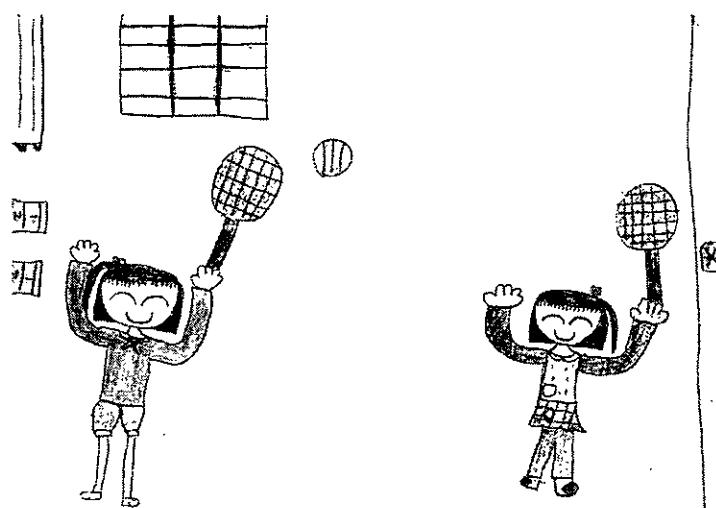
心身ともにたくましい子どもを育てていくためには、農業体験を通じて、自然を大切にする心や思いやり、感動、知的好奇心などを呼び起こし、自然の厳しさや恩恵を知り、自然と調和し生きていくことの大切さを理解することが有効です。

日野市では、食育推進計画や農業振興計画で謳われている「食育」と「食農教育」を引き続き推進していきます。

① 保育園における農業体験	<p>■「保育園食育年間計画表」に基づき、農作物を育てる体験をし「食を営む力」の育成と、自然の恵みへの感謝の心を育てる活動を行う。</p>	<p>■自ら育てた農作物を使って調理活動を行い、生活と遊びを通じて食への関心と大切さを知る活動を今後も実施していく。 ■給食で日野産農作物を使用したり地元での収穫体験、地元農家から話を聞く取り組みなどを継続し、充実させる。</p>	保育課
② 自然環境を活かした体験学習	<p>■学校ビオトープについて、1校1か所の設置を目標とし、整備を行う。 11か所設置（H26年度） ■毎月1回、市内各所で市民等を対象に自然観察会を実施しており、その中で子ども向けの観察会として、春にカブトムシの幼虫配布、夏休みには親子での観察会を行う。</p>	<p>■ビオトープの整備は、1校1か所の設置を目標とし、教育委員会と連携のうえ推進する。 ■観察会については、引き続き子ども向け事業の充実を図っていく。</p>	緑と清流課
③ 幼稚園・小中学校での農業体験	<p>■全ての小学校及び半数以上の中学校で学童農園の取り組みがある。</p>	<p>■地域とのつながりを大切にし、地域の協力を得ながら、今後も充実を図っていく。</p>	学校課
④ 食農教育事業	<p>■農産物の収穫期である毎年11月を途中に子ども記者が編集する「こども農業新聞」を市内小学校へ配布し、ホームページへも掲載している。 ■七ツ塚ファーマーズセンターで、親子による食農体験を行うことで、食や農への関心を高める。</p>	<p>■引き続き七ツ塚ファーマーズセンターで食農体験事業を行い、食や農への関心を高めていく。</p>	産業振興課

(3) 農や自然を大切にする体験活動の充実

第5章 個別施策の展開 Ⅱ－方針1) (3) 農や自然を大切にする体験活動の充実			
⑤ ひのっ子エコアクション	<p>■ひのっ子エコアクションは、環境にやさしい学校づくりを行うため、P (Plan=計画)、D (Do=実行)、C (Check=点検)、A (Action=見直し) のエコマネジメントサイクルを取り入れた、日野市独自の環境保全・改善に関する取組。</p>	■児童生徒及び教職員等が学校生活（教育活動及び職務遂行）において、環境負荷・環境問題に触れ、考え、実践することにより、環境意識を高め、環境にやさしい学校づくりを行うような取組にしていく。	庶務課



第5章 個別施策の展開

Ⅱ 一人ひとりが輝く主体的でたくましいひのっ子育ち

方針2) 心と体の健やかな成長を支える

方針2) 心と体の健やかな成長を支える

施策の方向（1）心の健康を守る支援の充実

事業

- ①保育園巡回相談
- ②幼稚園巡回相談
- ③学童クラブ巡回相談
- ④スクールカウンセラー
- ⑤保育カウンセラー

} p.95

施策の方向（2）障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり

事業

- ①専門指導事業
- ②幼児グループ事業
- ③児童発達支援事業
- ④発達支援関係機関連携協議会
- ⑤特別支援教育の推進
- ⑥個別支援シート「かしのきシート」
- ⑦放課後等デイサービス
- ⑧障害児少年学級／障害者青年・成人群学級
- ⑨みんなの遊び場

} p.96

} p.97

} p.98

施策の方向（3）食育事業などの充実

事業

- ①みんなですすめる食育条例・日野市食育推進計画
- ②乳幼児及びその家族への食育推進
- ③保育園における食育推進
- ④学校での食育推進事業
- ⑤学童・児童館での食育事業の展開

} p.98

} p.99

施策の方向（4）医療体制の充実

事業

- ①救急医療体制の充実
- ②二次救急診療体制の充実（地域密着型の中核病院機能の発揮）

} p.100

施策の方向（5）スポーツ活動の充実

事業

- ①市民の森ふれあいホール
- ②スポーツ推進委員
- ③子どもの体力向上のための様々な環境づくり
- ④校庭の芝生化
- ⑤2020東京オリンピック・パラリンピック
に向けた体力・運動能力向上

} p.101

} p.102

施策の方向 (1) 心の健康を守る支援の充実

子どもの健やかな育ちには、心身両面の健康が大切です。様々な悩みを持つ子どもや青少年の問題行動は、自らの心や体をも深く傷つけるものであり、未然に防ぐことが最も大切で、問題が発生した時には早期の発見と適切な対応を行っていく必要があります。

問題行動の未然防止や早期発見・早期対応を図るために、相談しやすい環境づくりや、学校、地域、関係機関などが連携して適切に支援する体制の充実を図ります。

また、子どもたちとより多く接する機会の多い、保育士や幼稚園教諭など職員の専門性を高める必要があります。専門職である臨床心理士などが、定期的に巡回することにより、子どもの発達状況に応じた支援や研修などを職員に行い支援体制を強化します。

第5章 個別施策の展開 II- 方針2) (1) 心の健康を守る支援の充実			
① 保育園 巡回相談	<ul style="list-style-type: none"> ■臨床心理士、言語聴覚士等による定期的な巡回により発達に関する相談を保育者に対し行う。 ■発達に心配のある保護者への個別相談も実施。 ■各保育園の巡回回数：年3回。 	<ul style="list-style-type: none"> ■エール（日野市発達・教育支援センター）の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。 	発達支援課
② 幼稚園 巡回相談	<ul style="list-style-type: none"> ■臨床心理士等による定期的な巡回により発達に関する相談を教諭に対し行う。 ■各幼稚園の巡回回数：年3回。 	<ul style="list-style-type: none"> ■エール（日野市発達・教育支援センター）の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。 	発達支援課
③ 学童クラブ 巡回相談	<ul style="list-style-type: none"> ■臨床心理士等による定期的な巡回により発達に関する相談を指導員に対し行う。 ■各学童クラブの巡回回数：年2回。 	<ul style="list-style-type: none"> ■エール（日野市発達・教育支援センター）の巡回相談として、保育園、幼稚園、学童クラブ、小中学校としての一貫した体制を構築していく。 	発達支援課
④ スクール カウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> ■親・児童・生徒・職員と地域を対象に、各小・中学校に1名ずつスクールカウンセラーを配置して相談に応じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■年35日（週1回）の東京都配置によるスクールカウンセラーと連携を図り連絡会を年3回実施している。大学と連携しインターンも活用し多様な相談内容に対応できるよう相談体制を目指す。 	学校課
⑤ 保育 カウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> ■保育カウンセラーを市立幼稚園及び私立幼稚園の一部に派遣し、保育者・保護者に支援を必要とする幼児に関するアドバイスをするとともに子育て不安を抱える保護者へのカウンセリングを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の保護者への子育て支援と同時に、保育者の研修にもなり、専門的な視点からのアドバイスが、子どもの良き成長へつながっている。継続して保育カウンセラー事業に取り組んでいく。 	学校課

第5章 個別施策の展開

Ⅱ－ 方針2)

(2) 障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり

施策の方向 (2) 障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり

障害のある子どもの養育支援については、身近な地域での相談支援を推進するとともに、保健、医療、福祉、教育などの関係機関が一層連携し、生まれてから社会的、職業的に自立するまで、生涯にわたって一貫した切れ目のない支援を行うことが重要です。

発達障害も含め障害の症状や程度は多種多様であり、養育者をはじめ関係者が障害に対する理解を深め、障害を早期に発見し、個々に応じた支援を適切に行う体制を確立していく必要があります。また、養育者の身体的、精神的負担を軽減する支援も重要です。

何より、地域の全ての子どもがお互いに理解しあい、共に育つ地域づくりを推進していくことが大切です。

事業	内容	担当課
① 専門指導事業	■言語聴覚士、作業療法士等による個別指導、心理士等による社会性を身につけるためのグループトレーニングを実施。	発達支援課
② 幼児グループ事業	■お子さんの発達の経過を確認する親子の遊びのグループ。 ■年齢別に2グループ実施。(1歳6か月以降のグループ・2歳以降のグループ)	発達支援課
③ 児童発達支援事業	■児童福祉法による児童発達支援事業を実施。 ■初期療育「ひよこ組」 相談やいるかグループを経て、小集団の療育を必要とする1～3歳児を対象に実施。 ■通園事業「きぼう」 2歳児 週2日(火・木)保護者同伴通園 3歳児 週3日(月・水・金)単独通園 4・5歳児 週5日 単独通園 (3～5歳児は週1回保護者同伴通園) 併行通園※幼稚園・保育園在園児対象 週1回(保護者同伴通園)1クラス7名 送迎バス(マイクロ)あり。 第七幼稚園との交流あり。	発達支援課
④ 発達支援関係機関連携協議会	■子育て支援関係機関により協議会を構成し発達面や行動面、学校生活面において支援を必要とする子ども及び子どもの育ちについて不安のある家族を総合的に支援するもの。	発達支援課

(2) 障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり

⑤ 特別支援教育の推進	<p>■特別な支援を必要とする児童・生徒にとって良い環境・良い指導は、全ての子どもたちにとっても良い環境・良い指導であるという「ユニバーサルデザイン」の視点に立った、ひのスタンダードの取り組みを更に推進し、小・中学校の特別支援学級だけでなく、通常の学級に在籍している児童・生徒への積極的な教育支援を行う。</p> <p>■第3次特別支援教育推進計画(計画期間:平成26年度～28年度)に基づき、特別支援教育の推進のため、具体的な施策を推進する。</p>	<p>■特別支援教育に関わる各種施策を推進する。特に、第3次特別支援教育推進計画に掲げている下記の具体的な施策を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■小・中学校の通常の学級での、ひのスタンダードの取り組みと授業のユニバーサルデザインの取り組みを推進。 ■ニーズに応じた特別支援学級を設置。 ■中学校リソースルームを拡充。 ■エール(発達・教育支援センター)における連携支援体制を充実。 ■教員の指導力向上に向けた取組の推進。 ■特別支援教室(平成28年度から東京都が実施予定)の対応検討など。 	教 育 支 援 課
⑥ 個別支援シート「かしのきシート」	<p>■発達に支援を必要とする子どもが0歳から18歳までライフステージを通じて切れ目なく継続的な支援が受けられることを目的に『かしのきシート』を作成する。保護者と子どもの支援に関わる機関が連携協力することにより子どもの健やかな育ちの一助にしていく。</p>	<p>■シート運用の安定化を図る。また、システム導入により円滑な連携を目指す。</p>	発 達 支 援 課
⑦ 放課後等デイサービス	<p>■学校通学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障害児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進する事業。</p>	<p>■平成24年の関連法改正により、それまでの障害者自立支援法の児童ティサービス事業(市内1か所)から、児童福祉法による障害児通所支援施策として、放課後等ティサービスが創設された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■以降、日野市内に当該サービスがないことを鑑み、民間法人による設置促進を図り、平成25年度1か所、平成26年度4か所(11月現在)が開設。 ■サービス利用者は増加傾向であることから、引き続き推進する。 	障 福 祐 課
⑧ 障害児少年学級／障害者青年・成人学級	<p>■障害をもつ子どもたちは、外出や様々な社会参加による社会的な刺激を受ける機会が健常児より少なく、健常者(児)との接し方や交流がうまくできにくいため、本事業で生活に即した学び、学び合いや人との接し方等を学ぶ機会を提供していく。</p>	<p>■保護者やボランティアが中心となって合宿や定例会、分科会等の機会に音楽や運動、遊びを通じて社会生活の仕方やルール等を学び、学び合い、相互の理解を深め、交流する機会(場)の提供を図る。</p>	中 央 公 民 館

第5章 個別施策の展開

Ⅱ－ 方針2)

(2) 障害のある子どもとない子どもが共に育つ環境づくり (3) 食育事業などの充実

⑨ みんなの遊・友ランド	<ul style="list-style-type: none">■障害のある子もない子も一緒に遊び、笑顔で声かけできるようなふれあいの場をつくることを目的としたイベント。■子ども達が一緒に遊び、楽しい時間を共有することでお互いを知り、助け合うきっかけづくりを行っている。■ボランティアスタッフ（地域の大人・学生）が障害のある子と接することを通して、障害への理解を深めるとともに、色々な人達と触れ合うことで、地域活動への関心を高める。■青少年委員を中心に、特別支援学校、日野市少年学級親の会、日野市社会福祉協議会、市内大学等と連携し、運営を行っている。■事業開始：平成4年2月。	<ul style="list-style-type: none">■障害のある子もない子が交流する貴重な場となっているので、今後も継続し、相互理解を深めるとともに、ノーマライゼーションを啓発する。	子育て課

施策の方向 (3) 食育事業などの充実

「食」は命の源であり、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも「食」が重要です。平成17年に制定された食育基本法では、食育を、生きる上での基本であって、知育、德育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められています。もとより、食育はあらゆる世代に必要なものですが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性を育んでいく基礎になるものです。

日野市では、食育推進計画に基づき、食育を推進していきます。

① みんなですすめる食育条例・日野市食育推進計画	<ul style="list-style-type: none">■公募市民と有識者で構成される日野市食育推進会議を設置し、食育計画の進み具合を評価・検証する。■家庭における食育を推進し、朝ごはんの欠食率を減らす。	<ul style="list-style-type: none">■日野市食育推進会議による食育計画の進み具合の評価・検証を継続していく。 (第3期食育推進計画を平成29年度改定予定)■家庭における食育を推進し、朝ごはんの欠食率を減らす。	健康課

第5章 個別施策の展開
II- 方針2)
(3) 食育事業などの充実

② 乳幼児及びその家族への食育推進	<ul style="list-style-type: none"> ■離乳食の不安を低減させるため、子どもを持ったばかりの保護者に対する食育の場として「離乳食教室」を実施。参加者同士の交流の場として機能させる。 ■食事づくりに苦手意識を持つ乳幼児の保護者、妊婦を対象に「保育付き簡単クッキング講座」を実施。家族の健康づくりを支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ■食生活や健康に対する意識の高い乳幼児の保護者に向けて働きかけることで、生涯の健康づくりのきっかけとなるよう、継続していく。 	健 康 課
③ 保育園における食育推進	<ul style="list-style-type: none"> ■保育の内容の一環として食育を位置づけ、各保育園の創意工夫のもと計画的に食育を推進する。 ■調理保育や収穫体験を通じて食への関心と大切さを知る活動や給食での日野産農作物の利用する活動を実施している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■日野市食育推進計画に基づき、食事の大切さを指導していくため、講演や講座、インターネット等のメディアを用いた家庭への発信等を実施していく。 ■年々増加傾向のアレルギー児への対応や朝食欠食率ゼロを目指す取り組みなど、食育に関わる事業の充実を図る。 	保 育 課
④ 学校での食育推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ■安全で楽しくおいしい給食をより一層推進するとともに、大地や自然の恵みを大切にし、日野市食育推進計画の遂行を図る。 ■学校給食での地場産野菜の利用率の向上を図る。 ■農業体験や食材についての指導。 ■食事マナーに関する指導。 ■バランスのとれた食事の仕方などの指導。 	<ul style="list-style-type: none"> ■日野市みんなですすめる食育計画に基づき事業を実施していく。 ■給食に日野産野菜をより多く使用することや食育カルタ、書初めなど食育に関係するいろいろな機会を通して生徒・保護者へ、食や健康情報を見える形、わかりやすい形で発信し、検証していく。 ■朝食の欠食割合を改善するための情報提供等も実施していく。 	学 校 課
⑤ 学童・児童館で食育事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> ■市内 10 児童館の事業として食育事業を展開しており、子どもが自分ひとりでもできる比較的簡単なランチづくりを行うほか、もちつきや焼き芋等の季節行事や日本の伝統的行事を通して食文化を学んでいる。 ■学童クラブでは、カレーブラウス等の調理体験を行い、作る側を経験することで調理の仕方や楽しさを知る場を設けている。 ■地元農家の協力のもと、芋掘り等の収穫体験をすることで生産者の立場や食材の大切さを学ぶだけでなく、食に対する感謝の気持ちも学ぶ機会を設けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■児童館では、食事をつくる力を身につけ、食べることの大切さや共に食べる喜び、食に対する感謝の気持ちを育むことができるような食育事業を継続して行っていく。 ■「もちつき」や「やきいも」などの実施により伝統行事や季節行事の大切さを次世代へつなぐ体験の場とする。 ■学童クラブでは、調理体験により、つくる喜びや調理への興味を引き出していく。 ■調理体験行事を通じ子ども・保護者・学童クラブ職員の交流を図り、子どもの成長の一助としていく。 ■食材の大切さや食に対する感謝の気持ちを育む機会として、作物の収穫体験行事についても引き続き行う。 	子育て課

第5章 個別施策の展開

Ⅱ－ 方針2)

(4) 医療体制の充実 (5) スポーツ活動の充実

施策の方向 (4) 医療体制の充実

子どもの健康状態を定期的に把握し、病気や発育発達上の問題を早期に発見し、対応するとともに、病気や緊急時に夜間や休日を含めて適切に対応できる小児医療体制を充実していく必要があります。同時に、子どもの死亡原因として高い率を占める不慮の事故など、家庭内などにおける子どもの事故を防止していく必要があります。

施策の方向 (4) 医療体制の充実			
① 救急医療体制の充実	■救急専従医師の確保、救急車不応需ゼロ、救急室の設備改修など、市民生活に直結した救急医療の維持・継続に努めるとともに、一層の充実を図る。	■全日小児科医当直体制及び 24 時間 365 日不応需のない救急車受け入れ体制の堅持。	市立病院
② 二次救急診療体制の充実 (地域密着型の中核病院機能の発揮)	■南多摩医療圏において、一次医療を担う小児科クリニックが充実し、近隣に二次医療機関が多数存在する状況において、市立病院が果たすべき役割を十分認識し、日野市が子育てに安心を与える地域であり続けるために、更なる小児科の充実に努めていく。	■地域のクリニック及び東京都立小児総合医療センターとの連携強化。 ■分娩に伴う小児科医師や助産師とのチーム医療による新生児医療体制の堅持。	市立病院

施策の方向 (5) スポーツ活動の充実

子どもにとってスポーツは、生涯にわたってたくましく生きるために健康や体力の基礎を培うとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実践的な思考力や判断力を育むなど人間形成に重要な役割を果たすものです。

また、近年、積極的にスポーツをする子どもとそうでない子どもの二極化が見られ、運動習慣が身に付いていない子どもに対する支援の充実などが課題としてあります。

このため、子どもがより多くのスポーツに触れる機会を創出し、スポーツに取り組む態度を育成していかなければなりません。

学校の体育に関する活動や地域スポーツを通じて、子どもが十分に体を動かして、スポーツの楽しさや意義・価値を実感することができる環境の整備を図る必要があります。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定を受け、スポーツをきっかけとしたオリンピック教育の充実のみならず、国際理解やボランティア活動など、様々な活動へと広がる取り組みを推進することが重要です。

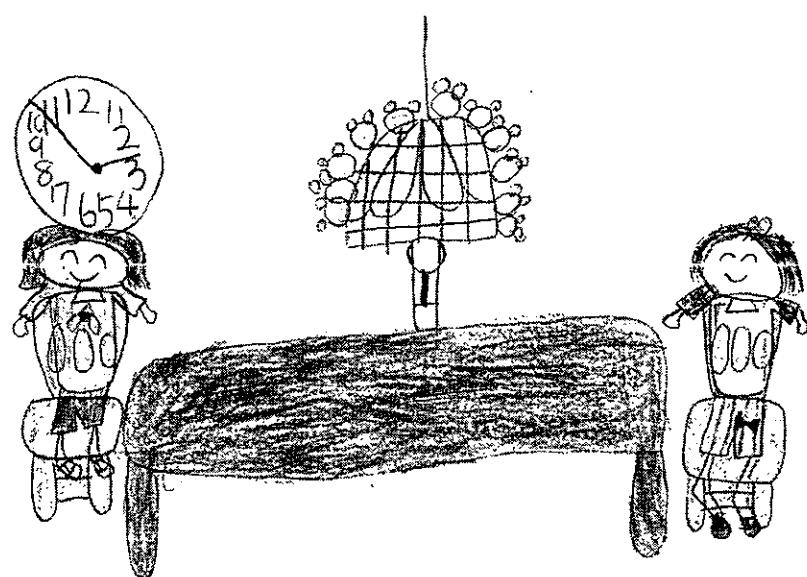
第5章 個別施策の展開
Ⅱ－方針2)
(5) スポーツ活動の充実

①市民の森ふれあいホール	<ul style="list-style-type: none"> ■多数の市民の意向を踏まえ、スポーツ・文化・芸術など様々な分野で利用できる市民交流の拠点として、平成24年度に開設した施設。 ■平成26年度より指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを交えた管理運営が始まった。 	<ul style="list-style-type: none"> ■市民交流の活性化には、従来の交流事業等にとらわれず、新しい市民の交流を形成していく必要がある。様々な事業展開が必要であり、市民ニーズにあった交流事業を展開していく。 ■子ども達がより多くスポーツに触れる機会を創出していく。 ■指定管理事業者による自主事業が展開され、更なる市民の活気あるふれあいの場を提供していく。 	文化 スポーツ課
②スポーツ推進委員	<ul style="list-style-type: none"> ■地域に根ざしたスポーツ・レクリエーション活動の普及を図る。 ■地域からの指導者派遣、協力依頼は、地区担当者（市内3地区）を中心にスポーツ推進委員会全体（24名）で積極的に応える。 	<ul style="list-style-type: none"> ■日野市発のニュースポーツであるハンドロウルを使って、障害者スポーツへのアプローチを行っていく。 ■1人でも多くの市民に外に出てスポーツを実践してもらうためのきっかけづくりとして、ウォーキング事業の見直しも検討していく。 	文化 スポーツ課
③子どもの体力向上のための様々な環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の事業を基本とし、子ども達の体力向上を図る。 ①ロープジャンプ小学生大会 ②南平体育館の改修 ③遊び場・運動広場 ④市民体育大会 ⑤日野スポーツスクール 	<ul style="list-style-type: none"> ■運動好きな子どもを増やすため、教育委員会と連携し学校間の垣根を越えたロープジャンプ大会を実施。 ■幅広い市民ニーズに応えられる地域体育施設として南平体育館の大規模改修を検討。 ■地域に根差した子ども等の「遊び場・運動広場」の適切な管理を行う。 ■競技スポーツ活動の成果発表の場として、野球・サッカーなど33種目の市民体育大会を実施。 ■子どもも対象とした、卓球・バドミントンなどの室内種目の初心者向けスポーツ教室を日野市体育協会の協力のもと実施。 	文化 スポーツ課
④校庭等の芝生化	<ul style="list-style-type: none"> ■都市部におけるヒートアイランド・緑化対策に加え、体力向上と健康な体づくり、命を尊び自然を大切にする心の養成、豊かな人間性の育成の3つの教育的観点から、児童生徒等の成長にとって望ましい教育環境を整備するとともに地域コミュニティの形成にも資するため、東京都の補助事業である「緑の学び舎づくり実証実験事業」に基づき、学校の校庭を芝生化するもの。 ■実施校：東光寺小学校、滝合小学校、三沢中学校（左記3校は東京都補助事業）日野第2小学校ほか3校（敷地の一部を整備。） 	<ul style="list-style-type: none"> ■校庭等を芝生化することで、外で遊ぶ（スポーツ）児童・生徒が増加し、体力・運動能力の向上、けがの減少及び精神面の安定などにつながり、また、芝生の維持管理を地域と連携することで、地域コミュニティの形成にも資することが期待されるため、今後も推進していく。 	庶務課

第5章 個別施策の展開
II- 方針2)
(5) スポーツ活動の充実

⑤ 2020東京オリンピック・パラリンピックに向けた体力・運動能力向上	■2020東京オリンピック・パラリンピックに向け、積極的に運動やスポーツに親しむ態度を養う。	■アスリートによる本物体験授業等を実施。 ■子ども達がスポーツに親しみ、継続的に取り組む動機づけとなる事業を実施。	学校 課
-------------------------------------	--	--	------

第5章



Ⅲ 共に生き、互いに育てあうまち

方針1) 地域で子どもの成長を支える仕組みづくり

施策の方向（1）子育て支援の強化に向けた市民活動（NPOなど）の支援

事業

- ①市民活動（NPOなど）の支援
- ②ひの市民活動支援センター設置・運営

} p.104

施策の方向（2）地域で推進する子どもの健全育成

事業

- ①民生委員・児童委員（主任児童委員）
- ②子ども会などへの支援
- ③地区青少年育成会の活動
- ④青少年委員の活動
- ⑤青少年問題協議会
- ⑥子ども・子育て支援会議
- ⑦手をつなごう・こどもまつり

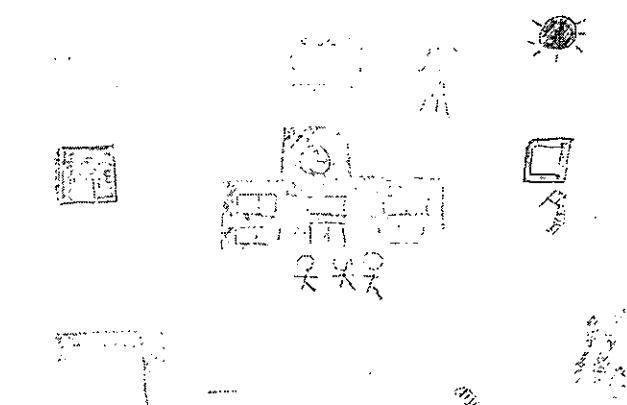
} p.105
} p.106
} p.107

施策の方向（3）地域と学校の連携

事業

- ①コミュニティ・スクール運営事業
- ②ホームページでの学校情報提供
- ③学校地域支援本部
- ④地域の人材を活用した教育の充実（外部指導員など）

} p.107
} p.108



第5章 個別施策の展開

III－ 方針1)

(1) 子育て支援の強化に向けた市民活動（NPOなど）の支援 (2) 地域で推進する子どもの健全育成

施策の方向 (1) 子育て支援の強化に向けた市民活動（NPOなど）の支援

地域全体でそこに住む子どもを育てていくという意識づくりを進め、地域におけるしっかりととした子育て支援体制を充実していくことが非常に重要です。

地域ぐるみで子育てに取り組むためには、子育て支援に関するNPO法人などの市民活動団体の力は必要不可欠になっています。

今後も継続して、市民活動、市民の手による子育て支援の強化、地域コミュニティ活動の推進などの充実を図っていきます。

施策		方針	担当課
① 市民活動（NPO等）の支援	<ul style="list-style-type: none">■多世代、守備範囲の異なる市民（団体）が、交流することで生まれる地域内での自主的な連携の促進を目指し、地域懇談会を開催する。■市民活動の財源確保のための支援。（助成金の情報提供、時代にあった形での補助制度の実施）■子育て支援活動団体などによる地区センターといったコミュニティ施設の活用促進。	<ul style="list-style-type: none">■妊娠婦から中高生まで、段階に応じた子育てサービスが、地域性を踏まえて地域内で円滑に展開されていく地域づくりを目指す。	地 域 協 働 課
② ひの市民活動支援センター設置・運営	<ul style="list-style-type: none">■ひの市民活動支援センターの運営を通じて、子育て支援活動団体の立ち上げ支援、既存団体の活動の充実支援、市民活動団体間の連携促進などを行う。	<ul style="list-style-type: none">■ひの市民活動団体連絡会との協働により、市民の力を引き出し、地域課題の解決に取り組む。	地 域 協 働 課

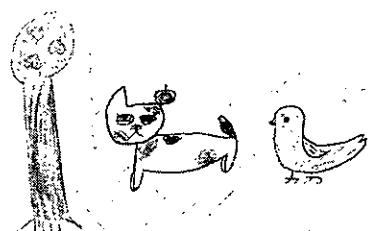
施策の方向 (2) 地域で推進する子どもの健全育成

地域においては、市民ボランティアや地域団体、NPO法人など様々な活動主体により、子育て支援や子どもの見守り、児童虐待の予防、地域福祉などの多様な活動に取り組まれ、子どもや青少年、子育て家庭の大きな支えになっています。一方、これらの活動を担う新たな人材の確保が困難であったり、特定の人に負担が偏るなどの課題も見られます。

地域活動に取り組む裾野を広げるために、様々な活動主体が相互に連携し、役割分担しながら、一層効果的で広がりのある活動を進められるよう、行政としても支援していくことが重要です。

(2) 地域で推進する子どもの健全育成

① 民生委員 ・児童委員 (主任児童委員)	<p>■児童福祉法に基づき、民生委員が児童委員を兼ねており、それぞれ担当地域をもって活動している。</p> <p>■更に、区域を担当する児童委員に加え、児童を専門に扱う主任児童委員を設置し、10名の主任児童委員が中学校区域ごとに活動している。</p>	<p>■児童委員は担当地域内の児童、妊産婦、ひとり親家庭等の福祉に関する相談に応じ、適切な関係機関へつなぎ問題解決に努める。児童の健全育成や母子保健推進のため、地域活動に協力する。</p> <p>■児童委員のうち主任児童委員は、担当地域の児童委員と関係機関との連携・調整を行う。児童相談所、子ども家庭支援センター、学校等との連携を密接にし、児童や子育て世帯を取り巻く環境等について、児童委員と連携して状況把握を行う。</p>	福祉政策課
② 子ども会等への支援	<p>■市内子ども会に対して、子どもの人数に応じて補助金を交付している。(H26年現在72団体)</p> <p>■子ども会活動を支援するためにプレイヤーカー派遣制度があり、子ども会からの要請に応じて、レクリエーション等の提供を行っている。</p> <p>■ふれあいホール三世代交流館集会室1-2を活動場所として貸出している。</p>	<p>■今後も同様の支援を継続し、子ども会活動の活性化を目指す。</p>	子育て課
③ 地区青少年育成会の活動	<p>■中学校地区(8地区)ごとに組織され、家庭、学校、地域の諸団体との連絡調整や地域の中で行事やイベントなどを開催することで子どもたちに様々な体験・経験の機会を提供している。</p> <p>■8地区で構成されている連合会においては、情報交換や研修会などを実施している。</p> <p>■【経過】昭和39年7月 日野市青少年問題協議会地区委員会として発足。平成2年4月から日野市地区青少年育成会となる。平成18年4月より日野市青少年育成会連合会を発足。</p>	<p>■より多くの地域の中の子ども達が様々な体験・経験ができるよう、中学校地区(8地区)ごとのイベントや企画を市としても引き続きバックアップしていく。</p> <p>■各地区育成会及び連合会の活動が安定的かつ継続的に実施できるよう普及啓発に努めていく。</p>	子育て課



第5章 個別施策の展開

Ⅲ－方針1)

(2) 地域で推進する子どもの健全育成

④ 青少年委員の活動	<ul style="list-style-type: none"> ■青少年の健全育成及び青少年教育の振興を図るため、各中学校区2名、計16名の青少年委員を委嘱している。(任期2年) ■「みんなの遊・友ランド」の企画・運営やジュニアリーダー講習会をはじめとした市事業への協力を行っている。 ■委員の個人活動として、それぞれの地域で、地区育成会活動、児童館ボランティア、小中学校・特別支援学校のサポート等を行っており、毎月の定例会において、委員間・地区間の情報を交換・共有している。 ■青少年委員制度として昭和35年発足。 	<ul style="list-style-type: none"> ■会の活動・個人活動を通して地域の青少年と関わり、各委員の得意分野・スキルを生かした様々な角度からの青少年育成に努める。 ■各委員の地域のネットワークを活用して、助け合うことの大切さ、色々な人達を触れ合うことの楽しさを感じてもらい、青少年を地域でのボランティア活動に誘引する。 ■地域と行政のパイプ役として、青少年関係団体・大学等と連携を取りながら、子ども達・地域のために何かしたい人と子ども達・地域のために活動している人をつなぎ、活動を支援していく。 	子育て課
⑤ 青少年問題協議会	<ul style="list-style-type: none"> ■青少年の指導育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議、関係団体相互の連絡・調整を行う機関。 ■委員数24人(H27.3.31現在) 	<ul style="list-style-type: none"> ■青少年の指導育成、保護及びきょう正に関する総合的施策の樹立に必要な事項を調査審議、関係団体相互の連絡・調整を行う機関として、引き続き、青少年を健全に育成していくための調査審議を行っていく。 ■時代に即した協議会のあり方を検討していく。 	子育て課
⑥ 子ども・子育て支援会議	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づく。平成25年10月に発足。 ■委員構成 委員20人以内 <ul style="list-style-type: none"> ①子どもの保護者。 ②地域において子どもの育成及び子育ての支援活動に携わる者。 ③市内の民間企業の事業主を代表する者。 ④市内の民間企業の労働者を代表する者。 ⑤子ども・子育て支援に関する事業に従事する者。 ⑥子ども・子育て支援に関し学識経験のある者。 ⑦関係行政機関の職員。 ⑧その他市長が必要と認める者。 ■所掌事務 <ul style="list-style-type: none"> ①特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園、保育所)の利用定員の設定に関すること。 ②特定地域型保育事業(小規模保育等)の利用定員の設定に関すること。 ③市町村子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関すること。 ④子ども・子育て支援に関する施策の推進について必要な事項及び施策の実施状況の調査審議に関すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ■新!ひのっ子すぐすくプランにおいても、計画の評価と検証の仕組みが必要になることから、PDCAサイクルを実施し、市民参画や地域との連携のもとに進めています。 ■幅広い委員構成であるため、会議を活用し、以下の取り組みを実施。 <ul style="list-style-type: none"> ①仕事と生活の調和の実現に向けた労働者、事業主、地域住民の理解や合意形成の促進などの広報、啓発。 ②法その他の関係法律に関する労働者、事業主、地域住民への広報、啓発。 ③仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集及び提供等。 	子育て課

(2) 地域で推進する子どもの健全育成 (3) 地域と学校の連携

⑦ 手をつなごう・こどもまつり	<p>■日頃から子どもに関わっている諸団体（青少年育成団体・市民団体・行政機関・児童館など）が実行委員会を組織し10月の日曜日に日野中央公園・市民プラザにて実施。親子で楽しめるイベントを多数用意し、子どもが日頃の成果を発表できるステージも設置。子どもに関わっている諸団体がこのイベントを通じ交流を深めている。</p> <p>■【経過】 平成3年度 日野市青少年育成市民交流集会発足。 平成6年度「WA!WA!ワールド～じどうかんまつり～」を実施。 平成7年度「浅川で手をつなごう」実施。 平成15年度 万願寺中央公園に場所を移し「手をつなごう」実施。 平成22年度「手をつなごう・こどもまつり」として開始。</p>	<p>■日頃から子どもたちの育成のために活動している市内の様々な団体や機関、市民が交流・連携・協働し、より大きな人の輪をつくり、子どもたちのより健やかな育ちを支えていくためのきっかけづくりの場とする。</p> <p>■子どもたちの主体的な活動を通して自己実現の場として確保し、「ともに創りあげる喜び」を分かち合い「自分を大切にし、また他人を思いやり尊重する心」を涵養するための場とする。</p> <p>■このイベントを通して子どもに関わっている諸団体の交流を深め、日常の活動でも協力関係が築けるよう促していく。</p>	子育て課
-----------------	---	---	------

施策の方向 (3) 地域と学校の連携

学校は、教育の場でありながら、子どもが共同や集団に触れ、社会人としての基礎を形成していく大切な場でもあります。社会がますます複雑多様化し、子どもを取り巻く環境も大きく変化する中で、学校、家庭及び地域住民などの相互の連携協力が重要となっています。

地域の声を活かし、地域に開かれた学校づくりを一層推進していくことが必要になっています。学校が地域に積極的に関わることで、保護者、地域住民との信頼関係が深まり、地域の教育資源や人材を教育活動に活かすことができるなどの効果が期待されます。

① コミュニティ・スクール運営事業	<p>■コミュニティ・スクールは、地域が一定の権限と責任をもって学校運営に参加することで、学校と地域が一体となって、地域に開かれ地域に支えられた学校づくりを実現する仕組みであり、平山小と東光寺小で導入。（平成26年度現在）</p>	<p>■今後の他校への導入については、学校や地域の意向を尊重しながら検討していく。</p>	学校課
② ホームページでの学校情報提供	<p>■ICT活用教育の推進策のひとつとして、「学校Webサイトによる見える学校づくり」を掲げ、市内の全小中学校各校の特色ある取り組みをホームページで公開している。</p>	<p>■各学校が、それぞれのオリジナリティを出して、保護者や地域の方だけでなく、広くそれぞれの取り組みや活動を発信し、見える学校づくりを推進していく。</p>	学校課

第5章 個別施策の展開

Ⅲ－ 方針1)

(3) 地域と学校の連携

		方針1) 地域と学校の連携	方針2) 地域社会との連携
③	学校地域支援本部	<ul style="list-style-type: none">■地域の人々が学校運営を支援する「学校支援地域本部」の設置を支援し、地域全体で子どもたちを育む環境を整備する。■学校の依頼と地域のボランティアをつなぐ役割のコーディネーターを各校に配置している。■支援内容としては「学習支援」「環境整備」「登下校の見守り」「行事の支援」などを実施。	<ul style="list-style-type: none">■市内小学校ごとに地域支援本部を設置し、学校と地域の連携体制の構築や制度の周知を図る。
④	地域の人材を活用した教育の充実 (外部指導員など)	<ul style="list-style-type: none">■「ひの21世紀みらい塾」として、特技を活かして教えたいという市民講師や、市職員を派遣・紹介し、市民の学び合いを支援する。	<ul style="list-style-type: none">■生涯学習推進基本構想・基本計画をもとに、より効果的な市民の学び合いができるよう検討していく。



方針2) 安心して子育てができる安全なまちづくり

施策の方向性（1）安全、安心なまちづくりの推進

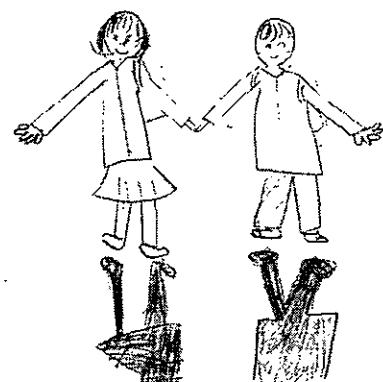
事業

- ①通学路など登下校の安全確保
 - ②学校防犯カメラ
 - ③スクールガードボランティア
 - ④セーフティ教室
 - ⑤不審者情報などメール配信サービス
 - ⑥あいさつ運動
 - ⑦自主防犯組織育成支援事業
 - ⑧市内安全パトロール
 - ⑨「子どもを守るネットワーク」事業
- } p.110
- } p.111

施策の方向性（2）子育てしやすいまちづくり

事業

- ①住宅マスタープランの推進
 - ②公園探検隊事業
 - ③通学路の整備
 - ④第二次日野市交通バリアフリー基本構想
 - ⑤まちづくりマスタープランの推進
- } p.112
- } p.113



第5章 個別施策の展開

III- 方針2)

(1) 安全、安心なまちづくりの推進

施策の方向 (1) 安全、安心なまちづくりの推進

子どもたちが健やかに育つためには、安全・安心なまちでなくてはなりません。日野市では、子どもたちにとって身近な空間である学校を基本とし、登下校時の安全確保、交通ルールやマナー教育、通学路の安全確保などの取り組みを進めています。また、あいさつ運動やスクールガードボランティアなどを通じて家庭・学校、地域が連携して日常的、継続的に子どもを見守る活動を展開しています。

しかし、依然として子どもや青少年が犯罪に巻き込まれる事件が後を絶たず、昨今では、インターネットや携帯電話を活用したサイバー犯罪が増加するなど、犯罪の手口もより複雑化、巧妙化しています。学校と保護者などが警察と連携しながらメールなどを活用して、情報の共有を図ることで、犯罪などの発生防止や子どもを守る取り組み活動を強化していく必要があります。

子どもたちを交通事故や犯罪の被害などから守るためにには、親など保護者や子、地域住民それぞれが防災、防犯・安全への関心を高め、自ら判断し、すすんで行動し、人々が支え合う環境や体制をつくる必要があります。

課	題	課	
① 通学路など 登下校の 安全確保	<ul style="list-style-type: none">■日野市通学路交通安全プログラムに基づき、警察、道路管理者、学校、PTA、教育委員会による通学路の合同点検をP DCAサイクルにより行っていく。■小学校の通学路に防犯カメラを設置し、防犯効果を高める。■児童またはPTAが地域を見回り、自ら危険箇所を見つけ、安全マップを作成し配布する。	<ul style="list-style-type: none">■平成27年度から日野市通学路交通安全プログラムが始動するため、このプログラムの円滑な運用に取り組んでいく。■モデル校の通学路に防犯カメラを設置し、課題を整理しながら、さらなる設置を検討し進めていく。■学校家庭地域が一体となり、安全マップを毎年更新し、充実を図る。	学校 課
② 学校防犯 カメラ	<ul style="list-style-type: none">■学校等敷地内への不審者対策として、児童生徒等の安全を確保するため、門または昇降口の付近にカメラを設置し、施設内への立ち入りを撮影及び確認するもの。全小中学校設置。	<ul style="list-style-type: none">■学校等の敷地内における児童生徒等の安全を確保するため、不審者等の敷地内への立ち入りを今後も防犯カメラにて常時確認していく。	庶務 課
③ スクール ガード ボランティア	<ul style="list-style-type: none">■子どもの安全や地域の安心確保のためには、保護者や地域の人たちによる“見守り”が大変重要なことから、「ウォーキングやジョギングをしながら、通学路をパトロールする。」「買い物の時間を下校時間に合わせ、通学路を通ってみる。」「散歩のコースを通学路にして、登下校時に子どもたちと歩く。」など、ひとりでも多くの人が、自分のできる範囲で、無理なく長期的に子ども達を見守っていたいただくボランティアのこと。■小学校ごとに登録していただき、登録後「スクールガードボランティア」の腕章・笛・ボランティア証を貸し出しする。	<ul style="list-style-type: none">■市内の小学校全校でボランティアが活動している。登録者も年々増加しており子どもたちや地域の防犯、安全に寄与しているので、さらなる拡張を見せるような事業展開を行っていく。	庶務 課

第5章 個別施策の展開

Ⅲ－方針2)

(1) 安全、安心なまちづくりの推進

事業	実施内容	担当課
④ セーフティ教室	<p>■小学校、中学校全校でセーフティ教室を関係機関の方を講師に招いて開催している。</p> <p>■保護者や地域も参加した形式での充実を図っていく。</p>	学校課
⑤ 不審者情報などメール配信サービス	<p>■あらかじめ登録していただいた携帯電話やパソコンのメールアドレスに、不審者出没や災害発生等の情報を配信するサービス。学校や幼稚園、学童クラブからの情報も受け取れる。</p> <p>■提供する情報は、①不審者情報 ②学校・幼稚園生活情報及び学童クラブ情報 ③防災安全情報 ④高齢者行方不明情報 ⑤障害者行方不明情報であり、受け取る情報の選択が可能。</p>	庶務課
⑥ あいさつ運動	<p>■第22期青少年問題協議会の提言を受けて、事業を平成17年度開始。</p> <p>■地域で子どもと大人があいさつを交わすことにより、お互いに顔見知りになり、地域の結びつきを強めて、子どもの安全を守ることが趣旨。</p> <p>■具体的には、奇数月の最初の登校日に教職員、市職員、保護者、自主防犯組織、自治会、市民活動団体、シルバー人材センターなど地域の人々が校門前で生徒の登校をあいさつで迎える。</p> <p>■小中学校にあいさつ運動のぼり旗を掲げている。</p>	子育て課
⑦ 自主防犯組織育成支援事業	■地域との合同防犯パトロールの実施や自主防犯組織育成事業交付金の交付等、人的・物的支援を行うとともに、各種防犯研修会等を実施することにより、防犯活動の更なる強化、及び市民の防犯意識の向上を図る。	防災安全課
⑧ 市内安全パトロール	■下校時の子どもの見守りを中心に、専門知識を持った警視庁OBによる犯罪特性に留意した青色防犯パトロール等を実施することにより、各種犯罪の抑止、及び防犯体制の強化を図る。	防災安全課
⑨ 「こどもを守るネットワーク」事業	■市庁用車に指定ステッカーを貼付するとともに、車両業務中に、子どもの身の危険を察知、あるいは、子どもから救助を求められた際に、子どもを一時的に保護し、警察に通報する事業。	防災安全課

第5章 個別施策の展開

Ⅲ－方針2)

(2) 子育てしやすいまちづくり

施策の方向 (2) 子育てしやすいまちづくり

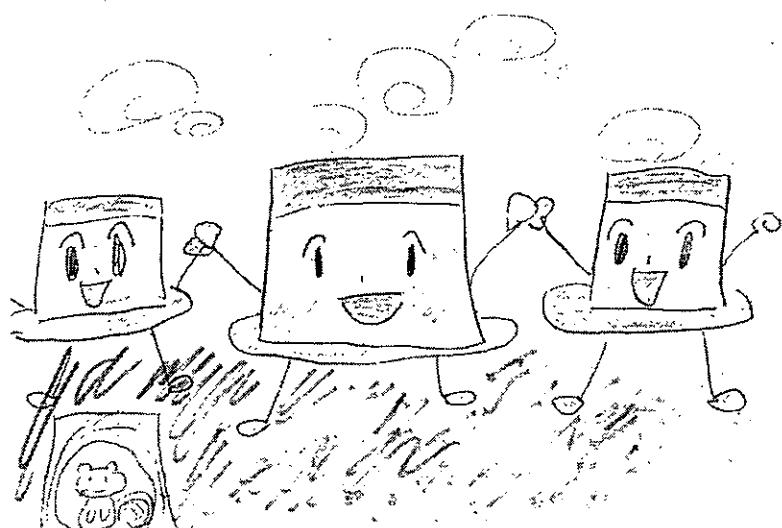
子どもたちや子育て家庭が日々生活するうえで、まず、住宅や居住環境が安全で快適であることが大切です。子育て家庭が都市の利便性や職住近接、三世代の同居近居などの利点を享受しながら快適に暮らせるよう、道路や公園の整備など、市民の声を直接活かしながら整備することで、「子育てしたいまちしやすいまち日野」に近づきます。

このため、ユニバーサルデザインに基づく整備、市民による道づくりの推進、市民参加（公園探検隊などの）による公園デザインにより、「子育ちの場となる道路・公園づくり」に取り組みます。

施策の方向 (2) 子育てしやすいまちづくり			
① 住宅マスター プランの推進	■高齢者向け住宅の確保、三世代近居・隣居・同居の推進、住み替えやリバースモーゲージの推進、新たな公営住宅施策の展開、省エネルギー住宅の普及促進、住宅の耐震改修促進等、「日野いいプラン2020」「環境基本計画」「行財政改革大綱」等の見直された基本構想・基本計画と整合した住宅政策を推進する。	■国と都が策定する住生活基本計画を踏まえ、平成26年度中に日野市の住宅マスター プランの改訂を行い、住宅施策を総合的かつ計画的に推進する。	都 計 画 課
② 公園探検隊 事業	■地域の特性を生かした市民が利用しやすい「特徴ある公園づくり」及び公園管理などの見直しを市民参画で推進する。	■平成22年度までの9年間、市民とともに公園マップの作成やバリアフリー調査などを行い成果をあげてきた。 ■メンバーの高齢化や転出に伴い、近年は組織が消滅している状況を踏まえ、方向性について検討していく。	緑 と 清 流 課
③ 通学路の整備	■第二次日野市バリアフリー特定事業計画の策定や、各小学校の通学路の点検など、市民参画による道路整備を図る。	■第二次日野市バリアフリー特定事業計画に基づき、歩道のバリアフリー化を図る。 ■平成26年度末に策定予定の(仮称)通学路交通安全プログラムに基づき、教育委員会、学校関係者、PTA、各管理者による合同点検の継続、対策の改善、充実等をP DCAサイクルで実施し、通学路の安全性向上を図る。	道 路 課

(2) 子育てしやすいまちづくり

④ 第二次 日野市交通 バリアフリー 基本構想	<p>■第二次日野市バリアフリー基本構想に指定されている路線について計画的に整備を行っていく。</p> <p>■市では市民だれもが自らの意思であらゆる活動に自由に参加し、人生を楽しみながら希望を持って生きられる社会を築くことを目的に、ユニバーサルデザインによるまちづくりを進め、重点整備地区を中心に全市のバリアフリーネットワークの形成を目指すもの。また、ハード面のバリアフリー化だけでなく、情報提供のルールや仕組み等のソフト面のバリアフリー化、関係者の援助やマナーの向上等のハート面のバリアフリー化（心のバリアフリー化）を行う。</p>	<p>■第二次日野市バリアフリー基本構想に基づき、平成25年3月に第二次日野市バリアフリー特定事業計画を策定し、具体的な整備内容について取りまとめた。本特定事業計画に基づき進行管理を実施していく。</p>	都 市 計 画 課
⑤ まちづくり マスタープラン の推進	<p>■現行のマスタープランについて、策定後の社会経済情勢の変化や、日野市を取り巻く環境変化等を踏まえるとともに、その後の行政施策の状況、地域の要請の変化等に対応するよう、3ヵ年でまちづくりマスタープランの改訂作業を行う。</p>	<p>■「まちづくりマスタープラン」を推進するために「まちづくり条例」を施行。このマスタープランと条例は日野市のまちづくりの基本となるものであり、ひのっ子すくすくプランを推進していく上で「まちづくり」という側面から推進していく必要がある。</p>	都 市 計 画 課



第5章 個別施策の展開

IV 命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる

方針1) 家族や地域の人とのふれあいを促進

IV 命を慈しむ心を育て、次の世代の親を育てる

方針1) 家族や地域の人とのふれあいを促進

施策の方向（1）家族のふれあいを促進

事業

- ①家族ふれ愛の日の啓発（写真展）
- ②親子ふれあい事業
- ③家庭教育学級

} p.115

施策の方向（2）異年齢交流の促進

事業

- ①幼稚園・保育園での中高生の受け入れ
- ②ジュニアリーダー講習会

} p.116

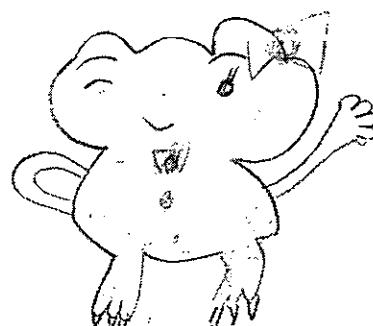
施策の方向（3）子どもの人権意識の醸成

事業

- ①道徳授業地区公開講座
- ②人権教育推進委員会
- ③心の教育（いじめ防止基本方針）
- ④高齢者との交流
- ⑤子ども条例の推進
- ⑥いのちの学校

} p.117

} p.118



施策の方向 (1) 家族のふれあいを促進

インターネットや携帯電話などの便利な情報伝達手段の利用が広がり、人と人とのつながりが希薄化するとともに、同年齢・異年齢の仲間や地域の大人たちとの密接なつきあいは少なくなっています。このことは、子育てを取り巻く環境にも大きく影響を与えています。

このような中で、子どもの成長にとって家庭の役割（家庭は家族の温かい愛情に育まれ、心身の健やかな成長を図る場であり、大切な安らぎの場）がいかに重要であるかを再認識するとともに、家族のふれあいを通して、心のかよう温かな家庭づくりが推進できるよう、地域社会が家庭に働きかけられる、親しみやすく実践しやすい活動を推進していきます。

施策の方向 (1) 家族のふれあいを促進			
① 家族ふれ愛の日の啓発(写真展)	<ul style="list-style-type: none"> ■第23期青少年問題協議会の提言を受けて、事業を平成20年度開始。 ■毎月第3日曜日を「家族ふれ愛の日」と定め、親子の会話、心のかよう温かな家庭づくりが推進できるよう啓発していくことが提言された。 ■具体的には、家族ふれ愛写真展を毎年開催し、受賞作品を基に啓発ポスターを作成し、市内公共機関等に掲示している。 	<ul style="list-style-type: none"> ■東京都が定めている「家族ふれ愛の日」とも併せ、家族のふれあいについて啓発活動を継続していく。 	子育て課
② 親子ふれあい事業	<ul style="list-style-type: none"> ■親子のふれあいを促進するため、3～4ヶ月児健診後に親子の交流する機会を設定し、保育士による手遊びや絵本の読み聞かせを実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ■親子のふれあい促進のきっかけの場となるよう、継続していく。 	健康課
③ 家庭教育学級	<ul style="list-style-type: none"> ■市内小中学校PTAへの委託による家庭教育学級や、生涯学習課による講演会などにより、家庭教育の充実や、主な担い手である保護者の教育力向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ■各小・中学校PTAによる学習活動の充実。 ■講演会開催や、市ホームページ等での情報発信による家庭教育の啓発および保護者の意識向上。 	生 学 活 課

施策の方向 (2) 異年齢交流の促進

自ら親になるまで子どもの世話をした経験のない人が増え、身近に子育てを支えてくれる人や気軽に相談できる人も少なくなっています。このため、実際に親になった時に、育児情報だけを頼りに育児をし、現実の問題への対応が困難になるなど、子育て家庭の負担が高まっている状況もあります。このため、中・高校生の段階において、乳幼児や小さな子どもとのふれあいを通じて、次の命を慈しむ心を育てる機会をつくる必要があります。

また、地域の異世代と自然体験を通じた感動体験や成功体験を通じて、仲間どうして支えあったり、自分より年齢が下の子どもの支援に関わるなど、自らが主体的に参加することが、生きる力を育むことにつながります。

第5章 個別施策の展開

IV－方針1)

(2) 異年齢交流の促進 (3) 子どもの人権意識の醸成

実施機関	取り組み内容	担当課
① 幼稚園・保育園での中高生の受け入れ	<ul style="list-style-type: none">■子どもへの理解を深め、命の尊さ、慈しむ心、家族の大切さや家族をもつ喜びが持てるよう、地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を受け入れる。■中高生を対象に、保育園の行事参加や保育園職場紹介などの交流を深める。	<ul style="list-style-type: none">■今後も、地域の高等学校・中学校と連携して中高生等の保育体験を積極的に受け入れる。
② ジュニアリーダー講習会	<ul style="list-style-type: none">■昭和41年度に開始され、異年齢交流・地域交流を通して、思いやりの心や生きる力を養い、地域への愛着・関心を深める事業。年10回実施(平成26年度)■効果 企画・運営を大学生・高校生のボランティアリーダーが行うことで、将来地域で活動する人材の育成を目指している。「地域活動の担い手の育成」■ボランティアリーダーは地域貢献の一環として、子ども会や地域の行事・イベントに赴き、お手伝いやレクリエーション提供等の地域活動を行っている。	<ul style="list-style-type: none">■小中学生を対象に、キャンプ等の野外活動や地域交流を行い、子ども達の体験活動の充実を図る。■ボランティアリーダーの地域活動への参加を促し、ジュニアリーダー講習会の認知度を高めるとともに、講習会の成果を地域へ還元していく体系づくりに努める。より一層地域と密着した活動を進めていく。■青少年委員による育成環境の整備、地域に根ざした活動を進め、地域で活躍できる人材の育成を行っていく。

施策の方向 (3) 子どもの人権意識の醸成

21世紀を担う子どもが心身ともに健やかに育つことは、市民全ての願いです。そのためには、家庭や地域、学校、職場などが一体となって子どもの立場に立った施策を進めていく必要があります。

近年、少子化や核家族化が進み、家庭の教育力の低下や地域社会のつながりの希薄化など、子どもが育まれる家庭や地域環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑・多様化しています。このような状況において、児童虐待、家庭内暴力や学校でのいじめ、体罰、少年非行などの問題行動や不登校、危険ドラッグなどの薬物乱用の低年齢化、「援助交際」や児童ポルノなどの性の商品化など子どもの人権をめぐる問題が深刻化しています。

こういった問題の背景には、家庭・社会環境の変化といった要因のほか、保護や教育の対象としてのみ見ることなどによって子どもの主体性や社会性の欠如を招いているというようなことも要因として考えられます。

子どもが1人の人間として人権が最大限に尊重され、自分の意見を表明することができ、自己実現が図ることができるよう、子どもの人権が保障される社会の実現に取り組みます。

(3) 子どもの人権意識の醸成

第5章 個別施策の展開 IV- 方針1) (3) 子どもの人権意識の醸成			
① 道徳授業地区公開講座	■全ての小・中学校で学校、家庭、地域社会との連携により開催している。継続して、道徳授業の質の向上と公開講座の開催方法の工夫等を図り、さらに事業を充実させていく。	■道徳教育推進教師を中心に、道徳教育や道徳授業地区公開講座の体制を整え、道徳の時間の活性化や内容の充実を図る。	学校課
② 人権教育推進委員会	■各幼稚園、学校に人権教育理解推進委員を1名置き、様々な人権課題について研修を深めている。引き続き人権課題に応じた研修を企画していく。	■東京都の人権尊重教育推進校指定を受けた日野第四小の取組を広めるとともに、人権教育推進委員を中心に入権課題を深める実践や指導計画作成についての理解を深めるよう研修内容の充実を図る。	学校課
③ 心の教育 (いじめ防止基本方針)	■自分の大切さと他の人の大切さを認め、行動できる豊かな人間性を育成するため、人権教育の一層の充実を図り、道徳性を養い、相手を思いやり、社会に貢献する力を育む。	■いじめ防止基本方針に基づく体制整備等取組の充実を図る。 ■人権教育（互いに尊重し合う態度や他者と共に生きる力の育成）の推進を図る。 ■動物ふれあい訪問事業を実施する。	学校課
④ 高齢者との交流	■各幼稚園、学校に人権教育理解推進委員を1名置き、様々な人権課題について研修を深めている。引き続き人権課題に応じた研修を企画していく。	■特別養護老人ホームへの施設訪問、昔遊びなどの学習を通して、高齢者との心れあい学習を継続し、計画的な交流をすすめる。	学校課
⑤ 子ども条例の推進	■児童憲章や児童の権利に関する条約に基づいて、子どもの生きる権利、育つ権利、守り守られる権利、参加する権利と子どもが健全に育つための責務に関する基本理念を定め、市と市民が一人ひとりの子どもの権利を尊重し、保障、擁護することで子どもの幸福の実現を目指し、子どもが健全に育つことができる環境をつくること。 ■【策定までの経過】 ①平成13年から職員によるプロジェクトチームで「子どもの権利条例」づくりを検討。 ②平成14年に市民の意見を取り入れるために、市民を公募。応募した市民（おとな会議23名）と職員が3年間で108回の会議を実施。公募で集まった子ども達（8名）からも意見をもらい、条例の元になる案を作成。 ③平成18年8月にパブリックコメントを実施。 ④平成20年6月議会に上程。 ⑤平成20年7月1日条例を施行。	■行政、子育て事業者、地域住民、保護者が子どもの目線に立つことが子どもの最善の利益の保護、実現につながるため、様々な機会を活用し、普及・啓発を図る。 ■日野市子ども条例の理念を「新！ひのっ子すぐすくプラン」で具現化していく。 ■条例第19条推進体制、20条委員会の設置については、子ども・子育て支援会議にその役割を位置づけていく。	子育て課

第5章 個別施策の展開

IV- 方針1)

(3) 子どもの人権意識の醸成

⑥ いのちの学校	■市内中学校で、道徳などの時間を利用し、一人ひとりが人を大切にし、かけがえのない「命」の大切さを考えてもらう事業を実施。	■中学生の間に一度は受講できるよう、1年に2~3校で事業実施を予定。パネル展示や講演会を行い、全校生徒と教職員、PTAの方にも参加していただき考えてもらう。	セーフティネット・コールセンター
----------	--	--	------------------

